

資料 65-1

接続料規則等の一部改正について

(諮問第3077号)

<目 次>

1 諒問書	1
2 改正概要	2
3 新旧対照表	9
・接続料規則等の一部を改正する省令案		

諮詢 第3077号
平成27年10月30日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 山本 早苗

諮詢書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第4項第2号及び第5項の規定による第一種指定電気通信設備との接続に係る省令委任事項を定めるため、接続料規則（平成12年郵政省令第64号）及び接続料規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第14号）の一部をそれぞれ改正することとしたい。

については、同法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮詢する。

接続料規則等の一部改正について

I 改正の背景

- (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、端末系交換機能等の電話網等に係る各機能の接続料については、平成25年度から平成27年度までの3年間を適用期間として、現行の長期増分費用方式（第6次モデル）によって算定されている。
- (2) 第6次モデルの適用期間の終了を見据え、総務省は平成25年6月からモデル見直しのための研究会を開催し、平成27年1月に第6次モデルを改修した第7次モデルを取りまとめた。これは、最新の実態への即応性等の観点から検討を行い、第6次モデルに所要の修正を織り込んだものである。
- (3) これを受け、長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方について、平成27年2月に情報通信審議会（以下「情通審」という。）に諮問を行い、平成27年9月14日に、平成28年度から平成30年度までの上記接続料の算定には、第7次モデルを適用することが適当であるとする答申（以下「答申」という。）を受けたところである。
- (4) 今回の接続料規則等の一部改正は、答申を踏まえ、長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の接続料の算定方法について、以下の事項を措置するため、所要の規定の整備を行うものである。

【接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の一部改正】

- ① 接続料算定方法の変更
長期増分費用モデルの改修に伴う接続料算定方法の一部変更
- ② 接続料算定に用いる入力値の扱い
平成28年度の接続料算定に用いる入力値の更新

【接続料規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第14号）の一部改正】

- ③ NTSコストの扱い
NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への算入の継続
- ④ 接続料算定に用いる通信量の扱い
前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用
- ⑤ 東西均一接続料の扱い
NTT東西の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定（東西均一接続料）の継続

II 主な改正の概要

1. 接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正

(1) モデルの改修（第 7 次モデルの導入）に伴う算定方法の一部変更

【別表第 2 の 1、第 2 の 2、第 4 の 3 及び第 6 関係】

答申を踏まえ、第 7 次モデル導入に伴う算定方法の一部を変更する必要があるため、所要の規定の整備を行うものである。

■答申 [22~24 頁から抜粋]

第2章 平成 28 年度以降の接続料算定方式について

3. IPモデル及び改良モデルの評価並びに平成28年度以降の接続料算定に適用するモデル

(2) 改良モデルの概要

ア LRICモデルの前提条件の見直し（「LRICモデルが算定対象とするサービス」の見直し）

LRICモデルの前提条件のうちLRICモデルがコスト算定対象とするサービスは、加入電話及びISDNとされている。しかしながら、NTT東西の中継交換機は、これらのサービスに加え、他事業者からNGNへの接続や他事業者間での相互接続に利用されるなど、いわゆるハブ機能として利用されており、近年はこの利用割合が拡大してきている。

PSTNからIP網への移行期においては、特に 他事業者からNGNへの接続にハブ機能として中継交換機を利用する通信(ICトランジット呼) に係る需要の割合が一定程度維持されるものと考えられることから、PSTNからIP網への移行の進展等を踏まえた見直しとして、ICトランジット呼を LRICモデルのコスト算定対象に新たに加えることとした。

イ ネットワークの効率化等に関する検討

① 局舎種別(GC 局／RT 局)の判定基準の見直し

現行モデルでは、局内設備に収容する加入者回線数と局内設備の投資額の実績から、加入者回線数 12,000 を閾値とし、収容区域における加入者回線数がこれを超える場合にはGC局、超えない場合にはRT局(又は局設置FRT局)としている。

しかしながら、モデル上のRT局においては、実際のRT局と異なり、収容区域内のき線点RTにより光化され、局内のRTには直接収容されない加入者回線が一定程度存在している。その実際の局舎とモデルのネットワーク構成の設備収容回線数と設備投資額の差異を是正するため、局舎種別の判定基準を見直すこととした。

具体的には、閾値による局舎種別の判定について、収容区域の回線数から、FRTにより光化された回線数を控除して行うこととし、また、モデルの安定性の観点から、加入者回線モジュールにおける局舎判別の閾値に対し、FRTで控除され得る回線割合を補正することとした。

② 光ケーブルの経済的耐用年数の見直し

現行モデルの光ケーブルの経済的耐用年数は、光ケーブル(架空)15.1 年、光ケーブル(地下)21.2 年となっている。

光ケーブルの撤去実績等に基づく現行の推計方式により、最新の撤去実績にて推計を行った結果、光ケーブルの経済的耐用年数を架空 17.6 年、地下 23.7 年に見直すこととした。

③ 設備共用サービスの見直し(中継ダークファイバの追加)

現行モデルでは、効率的なネットワーク構築の観点から、算定対象サービスとなる加入電話等の設備量の算定に当たって、共用可能なサービスについては、可能な限り設備共用を行うことを前提としている。

現行モデルでは、NTT東西が提供するATMメガリンクやADSL、フレッツ光等のデータ系サービスが設備共用の対象サービスとして考慮されているが、これらに加え、NTT東西がアンバンドル機能の1つとして他事業者に貸与している中継ダークファイバ(光信号伝送機能)についても、他事業者の設備需要が一定程度存在することを踏まえ、新たに設備共用の対象サービスに加えることとした。

④ その他ネットワーク効率化の見直し

ネットワーク効率化の観点から、同一のMA内に複数のGC局がある場合、RT局からの伝送路距離が最短となるGC局にそのRT局が帰属するよう、局舎帰属関係に係るモデルロジックの見直しを行い、また、モデルで採用する 信号用交換機(STP)について、その価格及びスペックが現行モデルの装置に比べて優位性があるSTPへの見直しを行った。

⑤ 災害対策に関する検討

現行モデルでは、東日本大震災を踏まえたネットワークの信頼性確保の観点から、実施すべき災害対策に係るコストについて、LRICモデルの考え方方に沿って最低限必要と認められる範囲をモデルに反映している。

現行モデルの検討時以降、東日本大震災等を踏まえたネットワークの安全・信頼性を確保する観点から、電気通信事業者が取り組むべき対策等について、平成 24 年7月に事業用電気通信設備規則が改正された。この改正を踏まえて NTT東西が実施している災害対策については、ネットワークの信頼性確保に必要なコストとして、LRICモデルの考え方方に沿って最低限必要と認められる範囲をモデルに追加反映することとした。

また、今後新たに実施された災害対策が、既にモデルに反映されている対策項目、実施内容及び対象範囲の考え方と整合するものであれば、毎年の入力値見直しの一環としてモデルに反映することとした。

(2) 平成 28 年度の接続料算定に用いる各種入力値の更新

【別表第 2 の 2 及び第 4 の 3 関係】

NTT東西が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、長期増分費用方式に基づく平成 28 年度の接続料（加入者交換機能、中継交換機能等）の算定に用いる主な入

力値を最新の値に更新するため、接続料規則別表の整備を行うこととするものである。

なお、入力値の更新については、長期増分費用モデル研究会の検討結果を踏まえたものである。

■答申 [41 頁から抜粋]

第4章 接続料算定に用いる入力値の扱い

2. 平成28年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱い

(2) 考え方

イ その他の入力値の扱い

したがって、通信量以外の入力値については、引き続き、事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分に配意しつつ、必要に応じて総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることとすることが適当である。

2. 接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）の一部改正

(1) き線点 R T – G C 間伝送路コストの接続料原価への全額算入の継続

【附則第 7 項、第 10 項及び第 12 項関係】

ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定において、同制度における利用者負担の抑制を図る観点から、平成 19 年度認可分からの当分の間の措置として、加入電話に係る補てん対象額を加入者回線当たり費用が「全国平均 + 標準偏差の 2 倍」を超える額としていることの効果として、NTS コストのうち、高コスト地域の補てん対象額の大部分を占めると考えられるき線点 R T – G C 間伝送路コスト相当額が実質的には補てん対象外となる。

この結果、NTT 東西のみが、き線点 R T – G C 間伝送路コスト相当額を負担することとなるため、平成 19 年 9 月の情報通信審議会答申では、NTT 東西の設備利用部門を含む各接続電気通信事業者が公平に負担する観点から、当分の間、当該コストを従量制接続料の原価の一部に算入することとされた。

これを受け、平成 20 年度以降、段階的にき線点 R T – G C 間伝送路コストの接続料原価への算入が行われ、平成 23 年度以降、当該コストの全額が接続料原価に算入されている。

今回の答申でも、この算入は引き続き行うこととされたことから、平成 28 年度から平成 30 年度までの期間においても、当該費用の全額を接続料原価に算入するため、所要の規定の整備を行うものである。

■答申 [33 頁から抜粋]

第3章 NTSコストの扱い

2. 平成28年度以降の接続料算定におけるNTSコストの扱い

(2) 考え方

ウ 平成28年度以降におけるき線点RT-GC間伝送路コストの扱い

き線点R T - G C間伝送路コストは、通信量に依存せず加入者回線の増減に応じてコストが増減するNT Sコストであることから、当該コストは、接続料原価から控除されているその他のNT Sコストと同様に、基本料の費用範囲の中で回収することが原則である。

他方、ユニバーサルサービス制度の補填対象額の算定方法の見直しが行われ、き線点R T - G C間伝送路コストの接続料原価への付替えが開始された際の状況、すなわち事業者の太宗が番号単価をそのまま利用者に請求している状況に変化がないことに鑑みれば、現時点で接続料算定の原則に従い当該コストを接続料原価から控除し、基本料原価に算入することでユニバーサルサービス制度に係る補填対象額が増加することは、利用者負担の抑制を図る観点からは適当とは言えない。

以上のことから、平成28年度以降のき線点R T-G C間伝送路コストの扱いについては、利用者負担の抑制の観点から、引き続き従量制接続料の原価にその100%を算入することはやむを得ないと考えられる。

(2) 前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用

【附則第 14 項関係】

答申を踏まえ、平成 28 年度から平成 30 年度までの間の接続料算定に用いる通信量については、引き続き、算定される接続料の適用年度の前年度の下半期と適用年度の上半期の通信量を通年化したものを探用することとするため、所要の規定の整備を行うものである。

■答申 [39~41 頁から一部抜粋]

第4章 接続料算定に用いる入力値の扱い

2. 平成28年度以降の接続料算定に用いる入力値の扱い

(2) 考え方

ア 接続料算定に用いる予測通信量の扱い

一般的に、予測期間が長期化すれば予測精度は低下することとなる。また、通信量の減少傾向が継続すると見込まれることを前提とすれば、接続料算定に用いる通信量の計測期間が適用年度から乖離するほど、NTT東西の接続料収入が過小に評価される可能性が大きくなる。

このため、接続料算定に用いる通信量は、予測精度の観点から信頼性のあるデータであることを前提とした上で、可能な限り適用年度に近いデータを探用することが適当である。

このような観点から、直近 3 年間の通信量を用いて、

(i)前年度通信量を採用

(ii)前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを探用

(iii)当年度通信量を採用

の3つの考え方について、平成24年度から平成26年度までの接続料算定に用いたものと同じ方法で、それぞれ3か月先、9か月先、15か月先の通信量を予測し、予測通信量と実績通信量(予測通信量と同じ期間の実績通信量)の乖離幅、予測通信量と当年度通信量の乖離幅を比較した。

(i)は、予測が必要な期間が3か月であることから、「予測値と実績値の乖離幅」は小さいものの、適用年度からは1年間離れているため、「当年度通信量との乖離幅」は比較的大きい。

(iii)は、「当年度通信量との乖離幅」は小さいものの、全ての期間を予測することになることから、他の予測方法と比較して「予測値と実績値の乖離幅」は大きく、さらに、当該乖離幅の計測時期の違いによる振幅も大きい。

これら2つの予測方法と比較して、(ii)は、「当年度通信量との乖離幅」は(i)よりも小さく、また、「予測値と実績値の乖離幅」の計測時期の違いによる振幅や「予測値と実績値の乖離幅」も(iii)と比べて小さい。

したがって、平成28年度以降の接続料算定に用いる通信量としては、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適當である。

(3) NTT東西の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定（東西均一接続料）
の継続

【附則第17項関係】

答申を踏まえ、LRIC（第7次モデル）方式によって算定される接続料算定については、引き続き東西均一接続料が設定されることを確保する観点から、平成28年度から平成30年度までの間は、NTT東西の接続料原価及び通信量等を合算して接続料を算定することとするため、所要の規定の整備を行うものである。

■答申 [46頁から抜粋]

第5章 東西均一接続料の扱い

2. 平成28年度以降の東西均一接続料の扱い

(2) 考え方

イ 東西別接続料の設定の適否

これまでの答申において繰り返し指摘してきたとおり、接続料規則における原価算定の原則やNTT東西を別々の地域会社として設立した経緯からは、本来的には、東西別に接続料を設定することが適當である。

また、東西別接続料が設定されているNGN接続料については、光IP電話サービスの契約者数がすでに加入電話サービスを上回っており、その通信量においても上回りつつある。

しかしながら、現在、光IP電話サービスは、一般的にブロードバンドサービス等とともに提供されていることに対し、PSTNは音声に特化したサービスが主流であることから、現時点においては、PSTNとNGNを同一の観点から比較しうる状況にまでは至っていない。また、上記アで述べ

たとおり、現行モデルを改良モデルに変更することによって、NTT東西間の接続料格差に与える影響はほとんど見受けられず、NTT東西間の接続料格差は、GC接続、IC接続とともに依然として20%以上に達している。加えて、これまでの答申において考慮した接続料の東西格差に係る社会的要請や東西別接続料の設定による公正競争上の影響等についても、この数年間に大きな環境の変化があるとは認められない。

以上を踏まえれば、平成24年答申時の状況から、東西別接続料を設定することが適当と考えられる程度の環境変化があったとは認められず、平成28年度以降の接続料算定においても、これまでと同様、東西均一接続料を採用することが適当である。

○概要説明書（平成十九年版）

(改定版)

改定

改定

別表第2の1 (第6条関係) 正味固定資産価額算定方法	
定額法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\infty}$ 経済的耐用年数 (定額法正味固定資産価額 (n)) ÷ 経済的耐用年数	定額法正味固定資産価額 (n) = (期首定額法正味固定資産価額 (n)) + 期末定額法正味固定資産価額 (n) ÷ 2
期首定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × (n - 1)、最低残存価額}	期首定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × n、最低残存価額}
期末定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × n、最低残存価額}	期末定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × n、最低残存価額}
定率法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\infty}$ 経済的耐用年数 (定率法正味固定資産価額 (n)) ÷ 経済的耐用年数	定率法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\infty}$ 経済的耐用年数 (定率法正味固定資産価額 (n)) ÷ 経済的耐用年数
定率法正味固定資産価額 (n) = (期首定率法正味固定資産価額 (n)) + 期末定率法正味固定資産価額 (n) ÷ 2	定率法正味固定資産価額 (n) = (期首定率法正味固定資産価額 (n)) + 期末定率法正味固定資産価額 (n) ÷ 2
期首定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 債却率) ⁿ⁻¹ 、投資額 × 最低残存率}	期首定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 債却率) ⁿ⁻¹ 、投資額 × 最低残存率}
期末定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 債却率) ⁿ 、投資額 × 最低残存率}	期末定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 債却率) ⁿ 、投資額 × 最低残存率}
債却率 = 1 - (残存率) $^{1 \div \text{法定耐用年数}}$	債却率 = 1 - (残存率) $^{1 \div \text{法定耐用年数}}$
残存率 = 0. 1とする。	残存率 = 0. 1とする。
なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。	なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。
算定方法	
設備区分	算定方法
加入者交換機	<p>1 交換機の設置基準</p> <p>(1) <u>局ごとに</u>、アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHSの局別総収容回線数(以下「局別収容回線数」という。)から当該局の<u>き線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数</u>が1万2千回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万2千回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。</p>
加入者交換機	<p>1 交換機の設置基準</p> <p>(1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHSの局別総収容回線数(以下「局別収容回線数」という。)が1万2千回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万2千回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。</p>
2 局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先交換機の決定	<p>(1) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万2千回線を超えない場合には、隣接単位料金区域の加入者交換機設置局に当該単位料金区域の全ての局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置を帰属させる。</p> <p>(2) 単位料金区域内に加入者交換機設置局が1局のみの場合、その加入者交換機設置局に当該単位料金区域の全ての局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置を帰属させる。</p>
(3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、 <u>局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置ごとに、局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間又は</u> <u>者交換機間及び局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間の光ケーブルの総長km、加入者交換機～中継交換機間伝送路距離、加入者交換機の収容回線数等を考慮して局設置遠</u>	

		置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先を決定する。
3 設備量の算定		<p>加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。</p> <p>なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあっては、以下の(1)から(4)の方針により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものが1であるときは、これを2とみなす。</p> <p>(1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHS別の発着信呼量に各役務の<u>収容回線数</u>を乗じたものを個別の最繁時呼量とし、その最繁時呼量の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を加入者交換機の最大処理最繁時呼量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(2) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHS別の発着信呼量に各役務の<u>局別収容回線数</u>を乗じたものを個別の最繁時呼量とし、その最繁時呼量の合計を当該局の最繁時呼数とし、最繁時呼量を加入者交換機の最大処理最繁時呼量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(3) 局別収容回線数の合計を加入者交換機回線収容率で除したものを当該局の加入者交換機端子数とし、加入者交換機端子数を加入者交換機の最大収容回線数及び混在収容時効率低下係数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(4) 加入者交換機設置局の中継交換機対向バス数、加入者交換機接続呼中継バス数、局設置遠隔収容装置対向52Mバス数の合計を当該局の加入者交換機中継インターフェース数とし、加入者交換機中継インターフェース数を加入者交換機の最大搭載中継インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p>
4 投資額の算定		<p>次の算定式により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、全ての局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入者交換機投資額</p> $= \text{加入者交換機ユニット数} \times \text{加入者交換機直収電話端子数}$ $+ \text{回線共通投資額}$ $\quad \times \text{加入者交換機直収アナログ電話回線単価}$ $+ (\text{加入者交換機直収総合デジタル通信端子数} + \text{PHS端子数}) \times \text{加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価}$
	3 設備量の算定	<p>加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の加入者交換機ユニット数とする。</p> <p>なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあっては、以下の(1)から(4)の方針により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものが1であるときは、これを2とみなす。</p> <p>(1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHS別の発着信呼量に各役務の<u>収容回線数</u>を乗じたものを個別の最繁時呼量とし、その最繁時呼量の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を加入者交換機の最大処理最繁時呼量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(2) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHS別の発着信呼量に各役務の<u>局別収容回線数</u>を乗じたものを個別の最繁時呼量とし、その最繁時呼量の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を加入者交換機の最大処理最繁時呼量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(3) 局別収容回線数の合計を加入者交換機回線収容率で除したものを当該局の加入者交換機端子数とし、加入者交換機端子数を加入者交換機の最大収容回線数及び混在収容時効率低下係数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(4) 加入者交換機設置局の中継交換機対向バス数、加入者交換機接続呼中継バス数、局設置遠隔収容装置対向52Mバス数の合計を当該局の加入者交換機中継インターフェース数とし、加入者交換機中継インターフェース数を加入者交換機の最大搭載中継インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p>
	4 投資額の算定	<p>次の算定式により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、全ての局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入者交換機投資額</p> $= \text{加入者交換機ユニット数} \times \text{加入者交換機直収電話端子数}$ $+ \text{回線共通投資額}$ $\quad \times \text{加入者交換機直収アナログ電話回線単価}$ $+ (\text{加入者交換機直収総合デジタル通信端子数} + \text{PHS端子数}) \times \text{加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価}$

	<p>+ 最繁時総呼数 × 最繁時総呼数単価</p> <p>+ 最繁時呼量投資額</p> <p>+ 対向局設置遠隔収容装置ユニット数</p> <p>× 局設置遠隔収容装置対向基本部単価</p> <p>+ 局設置遠隔収容装置対向 1.5Mペス数</p> <p>× 局設置遠隔収容装置対向 1.5Mペス単価</p> <p>+ 加入者交換機中継 52Mペス数</p> <p>× 加入者交換機中継 52Mペス単価</p>
局設置遠隔収容装置	<p>1 局設置遠隔収容装置の設置基準</p> <p><u>局ごとに、局別収容回線数から当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数</u>が 1 万 2 千回線を超えない局のうち、次に掲げる条件のいずれにも該当する局には局設置簡易遠隔収容装置を、それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ア 局に収容される回線に、メタル電話回線、低速専用線、高速メタル専用線及び光地域 I P 回線（当該光地域 I P 回線が当該局～加入者交換機設置局間に設置される伝送装置をメタル電話回線、低速専用線又は高速メタル専用線と共用しない場合に限る。）以外の回線を含まないこと。</p> <p>イ メタル電話回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容電話回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。</p> <p>ウ 低速専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容低速専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。</p> <p>エ 高速メタル専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容高速メタル専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。</p>
局設置遠隔収容装置	<p>1 局設置遠隔収容装置の設置基準</p> <p><u>局別収容回線数</u> が 1 万 2 千回線を超えない局のうち、次に掲げる条件のいずれにも該当する局には局設置簡易遠隔収容装置を、それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ア 局に収容される回線に、メタル電話回線、低速専用線、高速メタル専用線及び光地域 I P 回線（当該光地域 I P 回線が当該局～加入者交換機設置局間に設置される伝送装置をメタル電話回線、低速専用線又は高速メタル専用線と共用しない場合に限る。）以外の回線を含まないこと。</p> <p>イ メタル電話回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容電話回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。</p> <p>ウ 低速専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容低速専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。</p> <p>エ 高速メタル専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容高速メタル専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。</p>
	<p>2 設備量の算定</p> <p>局設置遠隔収容装置設置局ごとに、収容回線数に局設置遠隔収容装置の回線収容率、混在収容時効率低下係数を考慮して局ごと収容回線数を算定する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の算定に用いた収容回線数に基づき局ごと局設置遠隔収容装置投資額を求め、全ての局の局ごと局設置遠隔収容装置投資額を合算し、局設置遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと局設置遠隔収容装置投資額</p> <p>= 局設置遠隔収容装置ユニット投資額</p> <p>+ 局設置遠隔収容装置収容アナログ電話端子数</p> <p>× 局設置遠隔収容装置アナログ電話端子単価</p> <p>+ (局設置遠隔収容装置収容総合デジタル通信端子数 + PHS 端子数)</p> <p>× 局設置遠隔収容装置総合デジタル通信回線単価</p>

		+回線収容部投資額 +中継インタフェース部投資額
(略)	(略)	
き線点遠隔収容装置	1 回線数の算定	
	国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。 なお、各(県、調査区)につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。 世帯自県案分率(県、調査区) =世帯数(県、調査区) ÷ 総世帯数(調査区) 就業者自県案分率(県、調査区) =就業者数(県、調査区) ÷ 総就業者数(調査区)	
	(1) 住宅用加入電話回線数 =就業者数(県、調査区) ÷ 総就業者数(調査区) ÷調査区ごと世帯数の局ごと合計 ×調査区ごとの世帯数 ×世帯自県案分率	
	(2) 事務用加入電話回線数 =局ごと事務用加入電話契約回線数 ÷調査区ごと就業者数の局ごと合計 ×調査区ごとの就業者数 ×就業者自県案分率	
	(3) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数 =単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数 ÷調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計 ×調査区ごとの世帯数 ×世帯自県案分率	
	(4) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数 =単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 ×調査区ごとの就業者数 ×就業者自県案分率	
	(5) 第二種総合デジタル通信サービス回線数 =単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 ×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率	
き線点遠隔収容装置	1 回線数の算定	
	国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。 なお、各(県、調査区)につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。 世帯自県案分率(県、調査区) =世帯数(県、調査区) ÷ 総世帯数(調査区) 就業者自県案分率(県、調査区) =就業者数(県、調査区) ÷ 総就業者数(調査区)	
	(1) 住宅用加入電話回線数 =就業者数(県、調査区) ÷ 総就業者数(調査区) ÷調査区ごと世帯数の局ごと合計 ×調査区ごとの世帯数 ×世帯自県案分率	
	(2) 事務用加入電話回線数 =局ごと事務用加入電話契約回線数 ÷調査区ごと就業者数の局ごと合計 ×調査区ごとの就業者数 ×就業者自県案分率	
	(3) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数 =単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数 ÷調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計 ×調査区ごとの世帯数 ×世帯自県案分率	
	(4) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数 =単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 ×調査区ごとの就業者数 ×就業者自県案分率	
	(5) 第二種総合デジタル通信サービス回線数 =単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 ×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率	

	(6) 第一種公衆電話回線数 =単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数 ÷単位料金区域内調査区数×世帯自県案分率
(7)	第一種デジタル公衆電話回線数 =単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数 ÷単位料金区域内調査区数×世帯自県案分率
(8)	第二種公衆電話回線数 =単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
(9)	第二種デジタル公衆電話回線数 =単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数 ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
(10)	低速専用線二線式回線数 =単位料金区域別低速専用線実績回線数 ×(県別低速専用線二線式実績回線数 ÷(県別低速専用線二線式実績回線数 +県別低速専用線四線式実績回線数)) ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
(11)	低速専用線二線式回線数 =単位料金区域別低速専用線実績回線数 ×(県別低速専用線二線式実績回線数 ÷(県別低速専用線二線式実績回線数 +県別低速専用線四線式実績回線数)) ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
(12)	低速メタル専用線回線数 =単位料金区域別高速専用線実績回線数 ×(県別高速メタル専用線実績回線数 ÷(県別高速メタル専用線実績回線数 +県別高速光専用線実績回線数)) ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
(12)	高速メタル専用線回線数 =単位料金区域別高速専用線実績回線数 ×(県別高速メタル専用線実績回線数 ÷(県別高速メタル専用線実績回線数 +県別高速光専用線実績回線数)) ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率

(13) 高速光専用線回線数	= 単位料金区域別高速専用線実績回線数 × (県別高速光専用線実績回線数 ÷ (県別高速メタル専用線実績回線数 + 県別高速光専用線実績回線数)) × 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごと就業者数×就業者自県案分率 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計 × 調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
2 き線点～局間伝送路経路の選択	局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を設定するものとし、き線点～局間伝送路経路は次の基準により決定する。 (1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。 (2) 局を起点とし、±45° の傾きの範囲ごとに収容する。 (3) ±45° の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。
3 設備構成選択	局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を設定するものとし、き線点～局間伝送路経路は次の基準により決定する。 (1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。 (2) 局を起点とし、±45° の傾きの範囲ごとに収容する。 (3) ±45° の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。
4 設備構成選択	局を中心いて東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中心を通るように敷設する伝送路を設置する。
5 伝送路経路選択	伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。
6 調査区ごとの回線数	調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。
3 設備構成選択	き線点～局間伝送路ごとに、次の組合せの中から、設備管理運営費(減価償却費)と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により、選択不可能なものは除く。 (1) 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。 (2) 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 (3) 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。 (4) 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。
4 設備量の算定	き線点遠隔収容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたき線点遠隔収容装置のユニット数のうち最大のものを当該き線点のき線点遠隔収容装置ユニット数とする。 ア メタル電話回線数をき線点遠隔収容装置最大収容電話回線数で除したもの イ 低速専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数で除したもの ウ 高速メタル専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数で除したもの

		(2) 局ごとに、当該局に収容されるき線点の、(1)で算定したき線点遠隔収容装置ユニット数の合計を、当該局のき線点遠隔収容装置回線数とする。
5 投資額の算定		<p>次の算定式((1)、(2))により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて求めた局ごときき線点遠隔収容装置投資額のうち最小のものを当該局のき線点遠隔収容装置投資額として全ての局の局ごときき線点遠隔収容装置投資額を合算し、き線点遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 局ごときき線点遠隔収容装置投資額</p> $= (\text{局ごときき線点遠隔収容装置ユニット数} \times \text{き線点遠隔収容装置ユニット単価} + \text{局ごと専用線収容装置ユニット数} \times \text{専用線ユニット単価}) \times (\text{局ごときき線点遠隔収容装置収容回線数} \div (\text{局ごときき線点遠隔収容装置収容回線数} + \text{局ごと専用線遠隔収容装置収容回線数}))$ <p>+ 局ごときき線点遠隔収容装置収容回線数</p> $\times (\text{局ごときき線点遠隔収容装置回線単価} + \text{局ごときき線点遠隔収容装置アナログ電話回線数} \times \text{き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価} + \text{局ごときき線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線数} \times \text{き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価})$ <p>(2) 局ごときき線点遠隔収容装置投資額</p> $= (\text{局ごときき線点遠隔収容装置ユニット数} \times \text{き線点遠隔収容装置ユニット単価} + \text{局ごときき線点遠隔収容装置収容回線数}) \times (\text{局ごときき線点遠隔収容装置回線単価} + \text{局ごときき線点遠隔収容装置アナログ電話回線数} \times \text{き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価} + \text{局ごときき線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線数} \times \text{き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価})$ <p>(2) 局ごときき線点遠隔収容装置投資額</p> $= (\text{局ごときき線点遠隔収容装置ユニット数} \times \text{き線点遠隔収容装置ユニット単価} + \text{局ごときき線点遠隔収容装置収容回線数}) \times (\text{局ごときき線点遠隔収容装置回線単価} + \text{局ごときき線点遠隔収容装置アナログ電話回線数} \times \text{き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価} + \text{局ごときき線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線数} \times \text{き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価})$
5 投資額の算定		<p>次の算定式((1)、(2))により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて求めた局ごときき線点遠隔収容装置投資額のうち最小のものを当該局のき線点遠隔収容装置投資額として全ての局の局ごときき線点遠隔収容装置投資額を合算し、き線点遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 局ごときき線点遠隔収容装置投資額</p> $= (\text{局ごときき線点遠隔収容装置ユニット数} \times \text{き線点遠隔収容装置ユニット単価} + \text{局ごと専用線収容装置ユニット数} \times \text{専用線ユニット単価}) \times (\text{局ごときき線点遠隔収容装置収容回線数} \div (\text{局ごときき線点遠隔収容装置収容回線数} + \text{局ごと専用線遠隔収容装置収容回線数}))$ <p>+ 局ごときき線点遠隔収容装置収容回線数</p> $\times (\text{局ごときき線点遠隔収容装置回線単価} + \text{局ごときき線点遠隔収容装置アナログ電話回線数} \times \text{き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価} + \text{局ごときき線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線数} \times \text{き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価})$ <p>(2) 局ごときき線点遠隔収容装置投資額</p> $= (\text{局ごときき線点遠隔収容装置ユニット数} \times \text{き線点遠隔収容装置ユニット単価} + \text{局ごときき線点遠隔収容装置収容回線数}) \times (\text{局ごときき線点遠隔収容装置回線単価} + \text{局ごときき線点遠隔収容装置アナログ電話回線数} \times \text{き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価} + \text{局ごときき線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線数} \times \text{き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価})$
(略)		(略)
消防警察トランク	1 設備量の算定	(1) 加入者交換機設置局ごとに、当該局が2万回線未満の局別収容回線数を収容する場合

		<p>は、当該局の消防警察トランクの必要設備量は2とする。2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を引いた後、1万で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に2をえた値を当該局の消防警察トランク必要数とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。</p> <p>(2) 局設置遠隔収容装置設置局又は局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、消防警察トランクの必要設備量を2とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。</p> <p>(3) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク必要数及び当該局に帰属する全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局の消防警察トランク必要数を加えたものを当該局の消防警察トランク数とする。</p> <p>(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架最大搭載数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の消防警察トランク架数とする。</p>
	2	<p>投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した消防警察トランク数及び消防警察トランク架数を用いて局ごと消防警察トランク投資額を求め、全ての局の局ごと消防警察トランク投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。</p> <p>局ごと消防警察トランク投資額</p> $= \text{消防警察トランク数} \times \text{消防警察トランク単価} + \text{消防警察トランク架数} \times \text{消防警察トランク搭載架単価}$
	(略)	<p>(略)</p>
光ケーブル成端架	1	<p>設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に直接光回線で収容される回線数に回線当たり心線数を乗じてき線回線予備率分を加算したもの、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものに光予備心線数を加算したもの及び中継系電話用心線数の合計を光ケーブル成端架心線数とする。</p> <p>(2) (1)の心線数を光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を光ケーブル成端架（大型）架数とする。光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数に光ケーブル成端架（大型）架数を乗じたものを、光ケーブル成端架（大型）心線数とする。</p> <p>(3) (1)の光ケーブル成端架心線数から(2)で求めた光ケーブル成端架（大型）心線数を引いたものを光ケーブル成端架残り心線数とし、この心線数が光ケーブル成端架（中型）架</p>
光ケーブル成端架	1	<p>設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に直接光回線で収容される回線数に回線当たり心線数を乗じてき線回線予備率分を加算したもの、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものに光予備心線数を加算したもの及び中継系電話用心線数の合計を光ケーブル成端架心線数とする。</p> <p>(2) (1)の心線数を光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を光ケーブル成端架（大型）架数とする。光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数に光ケーブル成端架（大型）架数を乗じたものを、光ケーブル成端架（大型）心線数とする。</p> <p>(3) (1)の光ケーブル成端架心線数から(2)で求めた光ケーブル成端架（大型）心線数を引いたものを光ケーブル成端架残り心線数とし、この心線数が光ケーブル成端架（中型）架</p>

	<p>当たり心線数より多ければ光ケーブル成端架（大型）に収容することとする。光ケーブル成端架（小型2）架当たり心線数より多く、光ケーブル成端架（中型）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（中型）に収容することとする。光ケーブル成端架（小型1）架当たり心線数より多く、光ケーブル成端架（小型2）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（小型2）に収容することとする。光ケーブル成端架（小型1）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（小型1）に収容することとする。</p> <p>(4) (3)の結果、光ケーブル成端架（大型）架数に1を加え、光ケーブル成端架（大型）心線数に光ケーブル成端架残り心線数を加えるものとする。</p> <p>(5) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（中型）に収容する場合には、光ケーブル成端架（大型）架数に1を加え、光ケーブル成端架（大型）心線数に光ケーブル成端架残り心線数を加えるものとする。</p> <p>(6) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型2）に収容する場合には、光ケーブル成端架（小型2）架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型2）心線数とする。</p> <p>(7) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型1）に収容する場合には、光ケーブル成端架（小型1）架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型1）心線数とする。</p>
2 投資額の算定	<p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した心線数及び架数を用いて局ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局の局ごと光ケーブル成端架投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。</p> <p>局ごと光ケーブル成端架投資額</p> $ \begin{aligned} &= \text{光ケーブル成端架（大型）架数} \\ &\quad \times \text{光ケーブル成端架（大型）架当たり単価} \\ &+ \text{光ケーブル成端架（大型）心線数} \\ &\quad \times \text{光ケーブル成端架（大型）心線当たり単価} \\ &+ \text{光ケーブル成端架（中型）架数} \\ &\quad \times \text{光ケーブル成端架（中型）架当たり単価} \\ &+ \text{光ケーブル成端架（中型）心線数} \\ &\quad \times \text{光ケーブル成端架（中型）心線当たり単価} \\ &+ \text{光ケーブル成端架（小型2）架数} \\ &\quad \times \text{光ケーブル成端架（小型2）架当たり単価} \\ &+ \text{光ケーブル成端架（小型2）心線数} \\ &\quad \times \text{光ケーブル成端架（小型2）心線当たり単価} \end{aligned} $

		+ 光ケーブル成端架 (小型 1) 架数 × 光ケーブル成端架 (小型 1) 架当たり単価 + 光ケーブル成端架 (小型 1) 心線数 × 光ケーブル成端架 (小型 1) 心線当たり単価
(略)	(略)	
中継系光ケーブル	1 局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定	局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置ユニット数及び当該局に設置する局設置簡易遠隔収容装置ユニット数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。
	2 局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定	局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置ユニット数及び当該局に必要となる多重変換装置数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。
	3 交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定	局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置ユニット数及び当該局に必要となる多重変換装置数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。
	4 投資額の算定	局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置ユニット数及び当該局に必要となる多重変換装置数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。
	5 局ごと光ケーブル投資額	局ごと光ケーブル投資額
	= 中継系架空光ケーブル心 km × 中継系架空光ケーブル心 km 単価	= 中継系架空光ケーブル心 km × 中継系架空光ケーブル心 km 単価
	+ 中継系地下光ケーブル延長 km × 中継系地下光ケーブル延長 km 単価	+ 中継系地下光ケーブル心 km × 中継系地下光ケーブル心 km 単価
	+ 中継系地下光ケーブル延長 km × 中継系地下光ケーブル延長 km 単価	+ 中継系地下光ケーブル心 km × 中継系地下光ケーブル心 km 単価
海底光ケーブル	1 設備量の算定	区間設備として海底光ケーブルが指定されている局間の海底光ケーブル設備量を以下の手順で算定する。 (1) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合、当該区間は有中継
	1 設備量の算定	区間設備として海底光ケーブルが指定されている局間の海底光ケーブル設備量を以下の手順で算定する。 (1) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合、当該区間は有中継

海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。また、必要心線数から有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を有中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル残り心線心kmとする。

(2) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局間の無中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の無中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に、無中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を乗じたものを、無中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル最大規格心線心kmとする。また、必要心線数から無中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を無中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル残り心線心kmとする。

(3) (1)及び(2)で算定した海底光ケーブルの設備量は、当該区間の両端の各局で二分の一ずつに案分する。

2 投資額の算定

局ごとに、前項の規定に基づき算定した有中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケーブル心kmをそれぞれ合計し、以下の算定式により、局ごとの有中継海底光ケーブル投資額及び無中継海底光ケーブル投資額をそれぞれ算定し、全ての局の局ごと有中継海底光ケーブル投資額と無中継海底光ケーブル投資額を合算して、海底光ケーブル投資額を算定する。

局ごと有中継海底光ケーブル投資額

$$= \text{有中継海底光ケーブル心km}$$

$$\times \text{有中継海底光ケーブル心km単価}$$

$$+ \text{有中継海底光ケーブル延長km}$$

$$\times \text{有中継海底光ケーブル延長km単価}$$

海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。また、必要心線数から有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を有中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル残り心線心kmとする。

(2) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局間の無中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の無中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に、無中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を乗じたものを、無中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル最大規格心線心kmとする。また、必要心線数から無中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を無中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル残り心線心kmとする。

(3) (1)及び(2)で算定した海底光ケーブルの設備量は、当該区間の両端の各局で二分の一ずつに案分する。

2 投資額の算定

局ごとに、前項の規定に基づき算定した有中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケーブル心kmをそれぞれ合計し、以下の算定式により、局ごとの有中継海底光ケーブル投資額及び無中継海底光ケーブル投資額をそれぞれ算定し、全ての局の局ごと有中継海底光ケーブル投資額と無中継海底光ケーブル投資額を合算して、海底光ケーブル投資額を算定する。

局ごと有中継海底光ケーブル投資額

$$= \text{有中継海底光ケーブル心km}$$

$$\times \text{有中継海底光ケーブル心km単価}$$

$$+ \text{有中継海底光ケーブル延長km}$$

$$\times \text{有中継海底光ケーブル延長km単価}$$

	局ごと無中継海底光ケーブル投資額 =無中継海底光ケーブル心 km ×無中継海底光ケーブル心 km 単価 +無中継海底光ケーブル延長 km ×無中継海底光ケーブル延長 km 单価
(略)	(略)
加入系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路亘長 km とする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを、それぞれ当該敷設区間の管路条 km 及びインナーパイプ延長 km とし、局ごとに合算したものを当該局の管路条 km 及びインナーパイプ延長 km とする。なお、管路亘長 km、管路条 km からは、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックスを適用した区間は控除する。</p>
	<p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路亘長 km 及び管路条 km を用い局ごと管路投資額を求め、全ての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと管路投資額</p> <p>=加入系管路条 km × 加入系管路条 km 当たり単価 +加入系管路亘長 km × 加入系管路亘長 km 当たり単価 +インナーパイプ延長 km × インナーパイプ延長 km 当たり単価</p>
中継系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>都道府県ごとに、中継系地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路亘長 km とする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する中継系地下光ケーブルの設備量を勘案して管路の敷設条数を算定する。中継系地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の管路条 km とし、都道府県ごとに合算したものを作成する。なお、管路亘長 km、管路条 km からは、中口径管路、共同溝、とう道を適用した区間は控除する。局の中継容量に応じて、局ごとの管路亘長 km、管路条 km を算定する。</p>
	<p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路亘長 km 及び管路条 km を用い局ごと管路投資額を求め、全ての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。こ</p>

		<p>の場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと管路投資額 ＝中継系管路条 km × 中継系管路条 km 当たり単価 + 中継系管路亘長 km × 中継系管路亘長 km 当たり単価</p>
(略)	(略)	<p>加入系とう道</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長 km にき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道亘長 km とする。</p> <p>(2) とう道亘長 km から、中継系とう道亘長 km を控除して、加入系とう道亘長 km を算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系とう道亘長 km を用い、次の算定式により、局ごと加入系とう道投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系とう道投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと加入系とう道投資額 ＝加入系とう道亘長 km × とう道亘長 km 当たり単価</p>
中継系とう道		<p>1 設備量の算定</p> <p>とう道亘長 km に、中継系管路条数比率を乗じて、中継系とう道亘長 km を算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系とう道亘長 km を用い、次の算定式により、局ごと中継系とう道投資額を算定し、全ての局の局ごと中継系とう道投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと中継系とう道投資額 ＝中継系とう道亘長 km × とう道亘長 km 当たり単価</p>
(略)	(略)	<p>中継系とう道</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>とう道亘長 km に、中継系管路条数比率を乗じて、中継系とう道亘長 km を算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系とう道亘長 km を用い、次の算定式により、局ごと中継系とう道投資額を算定し、全ての局の局ごと中継系とう道投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと中継系とう道投資額 ＝中継系とう道亘長 km × とう道亘長 km 当たり単価</p>
中継交換機	1 設備量の算定	<p>中継交換機設置局ごとに、(1)から(4)までにより求めた中継交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の中継交換機ユニット数とする。</p> <p>(1) 県間最繁時呼量 (当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼量の合計を 2 で除したもの)、県内最繁時呼量 (当該局に帰属する加入者交換機設置局の省内自局外呼量の合計を 4 で除したもの)、中継交換機渡り県間最繁時呼量 (同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて 2 で除したもの)、<u>中継交換機渡り県内自局外呼量</u> (同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量を 4 で除したもの) の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を中継交換機の最大</p>
中継交換機	1 設備量の算定	<p>中継交換機設置局ごとに、(1)から(4)までにより求めた中継交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の中継交換機ユニット数とする。</p> <p>(1) 県間最繁時呼量 (当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼量の合計を 2 で除したもの)、県内最繁時呼量 (当該局に帰属する加入者交換機設置局の省内自局外呼量の合計を 4 で除したもの)、中継交換機渡り県間最繁時呼量 (同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて 2 で除したもの) 及び<u>中継交換機渡り県内自局外呼量</u> (同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量を 4 で除したもの) の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を中継交換機の最大</p>

中継交換機を経由する通信に係る呼量のうち加入者交換機を経由しないものをいう。(3)及び(4)において同じ。) の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を中継交換機の最大処理最繁時呼量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

処理最繁時呼量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

(2) 県間最繁時総呼数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼数の合計を2で除したもの。）、省内最繁時総呼数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の省内自局外呼数の合計を4で除したもの。）、中継交換機渡り県間最繁時総呼数（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したもの。）、中継交換機渡り県内自局外最繁時総呼数（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計を4で除したもの。）及び中継交換機を経由する通信に係る最繁時総呼数（当該局の中継交換機を経由する通信に係る呼数のうち加入者交換機を経由しないものをいう。）の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を中継交換機の最大処理最繁時呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

(2) 県間最繁時総呼数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼数の合計を2で除したもの。）、省内最繁時総呼数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の省内自局外呼数の合計を4で除したもの。）、中継交換機渡り県間最繁時総呼数（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透过率を乗じて2で除したもの。）及び中継交換機渡り県内自局外呼数（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計を4で除したもの。）の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を中継交換機の最大処理最繁時総呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

(3) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継 1.5Mバス数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け 1.5Mバス数を合計したもの）、他中継交換機設置局の中継交換機対向 1.5Mバス数（他中継交換機設置局の中継交換機向け 1.5Mバス数を合計したもの）中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向 1.5Mバス数（当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点対向 1.5Mバス数 を合計 したもの）の合計を 52Mバス単位に変換したものに中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量を基に算出した52Mバス数を加算し、更にチャネル数に変換したものを当該局の中継交換機チャネル数とし、中継交換機チャネル数を中継交換機の最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

(3) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継 1.5Mバス数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け 1.5Mバス数を合計したもの）、他中継交換機設置局の中継交換機対向 1.5Mバス数（他中継交換機設置局の中継交換機向け 1.5Mバス数を合計したもの）及び中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向 1.5Mバス数（当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点対向 1.5Mバス数 に合計 したもの）の合計を 52Mバス単位に変換し、更にチャネル数に変換したものを当該局の中継交換機チャネル数とし、中継交換機チャネル数を中継交換機の最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

(4) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継 1.5Mバス数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け 1.5Mバス数を合計したもの）、他中継交換機設置局の中継交換機対向 1.5Mバス数（他中継交換機設置局の中継交換機向け 1.5Mバス数を合計したもの）中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向 1.5Mバス数（当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点対向 1.5Mバス数 を合計 したもの）を合計し 52Mバス単位に変換したものに中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量を基に算出した52Mバス数を加算したものを中継交換機に収容する総中継インターフェース数とし、この総中継インターフェース数を中継交換機の最大搭載中継インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

(4) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継 1.5Mバス数（当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け 1.5Mバス数を合計したもの）、他中継交換機設置局の中継交換機対向 1.5Mバス数（他中継交換機設置局の中継交換機向け 1.5Mバス数を合計したもの）及び中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向 1.5Mバス数（当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点対向 1.5Mバス数 に合計 したもの）を合計し 52Mバス単位に変換したものを中継交換機に収容する総中継インターフェース数とし、この総中継インターフェース数を中継交換機の最大搭載中継インターフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

2 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数等を用いて局ごと中継交換機投資額を求め、全ての中継交換機設置局の局ごと中継交換機投資額を合算し、中継交換機投資額を算定する。

2 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数等を用いて局ごと中継交換機投資額を求め、全ての中継交換機設置局の局ごと中継交換機投資額を合算し、中継交換機投資額を算定する。

		局ごと中継交換機投資額 ＝中継交換機ユニット数×中継交換機ユニット当たり単価 +中継交換機低速ペース数×中継交換機低速ペース単価 +中継交換機52Mペース数×中継交換機52Mペース単価 +最繁時総呼数×最繁時総呼数単価 +最繁時呼量×最繁時呼量単価
(略)	(略)	
電力設備（発電装置）	1 設備量の算定	(略)
	(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に、整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置発電容量とする。	(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に、整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置発電容量とする。
	(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要容量及び交流無停電電源装置（200V）の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。	(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要容量及び交流無停電電源装置（200V）の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。
	(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。	(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。
	(4) 交換機設置局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たりの建物付帯設備発電電力容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備発電容量とする。	(4) 交換機設置局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たりの建物付帯設備発電電力容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備発電容量とする。
	(5) (1)、(2)、(3)及び(4)で算定した容量の合計を、種別ごとの発電装置規格容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を発電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように発電装置の種別を選択する。選択した発電装置規格容量の合計を当該局の発電装置所要容量とする。	(5) (1)、(2)、(3)及び(4)で算定した容量の合計を、種別ごとの発電装置規格容量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を発電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように発電装置の種別を選択する。選択した発電装置規格容量の合計を当該局の発電装置所要容量とする。
2 投資額の算定	局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量を用い局ごと発電装置投資額を求め、その合計を当該局の発電装置投資額とし、全ての局の局ごと発電装置投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。 局ごと発電装置投資額 ＝発電装置所要容量 ×発電装置単位容量当たり取得単価	局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量を用い局ごと発電装置投資額を求め、その合計を当該局の発電装置投資額とし、全ての局の局ごと発電装置投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。 局ごと発電装置投資額 ＝発電装置所要容量 ×発電装置単位容量当たり取得単価
(略)	(略)	
機械室建物	1 R T—B O X以外の局の機械室建物の設備量の算定 (1) 局ごとに、次のアからシの手順で求めた面積の合計を、当該局のネットワーク設備面積とする。 ア 局設置遠隔収容装置基本部面積に、局設置遠隔収容装置1台当たり収容回線数を局設置遠隔収容装置単位面積当たり最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数	(略)
(略)	(略)	
機械室建物	1 R T—B O X以外の局の機械室建物の設備量の算定 (1) 局ごとに、次のアからシの手順で求めた面積の合計を、当該局のネットワーク設備面積とする。 ア 局設置遠隔収容装置基本部面積に、局設置遠隔収容装置1台当たり収容回線数を局設置遠隔収容装置単位面積当たり最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数	(略)

は、切り上げるものとする。) に局設置遠隔収容装置単位面積を乗じたものを加え、局設置遠隔収容装置台数を乗じたもの

イ 加入者交換機基本部面積に、加入者交換機 1 台当たり収容回線数を加入者交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) に加入者交換機収容架単位面積を乗じたものに、加入者交換機台数を乗じたもの

ウ 中継交換機基本部面積に、中継交換機 1 台当たり収容回線数を中継交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) に中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加え、中継交換機台数を乗じたもの

エ 伝送装置の種別ごとに当該装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを算定し、全種別の面積を合計したもの

オ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものに、無線送受信装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを加えたもの

カ 衛星通信設備の TDMA 装置、衛星送受信装置及び衛星回線制御装置のそれぞれの架数に当該装置の架当たり面積を乗じて合算したもの

キ クロック供給装置の架数にクロック供給装置の架当たり面積を乗じたもの

ク 中間中継伝送装置の架数に中間中継伝送装置の架当たり面積を乗じたもの

ケ 海底中間中継伝送装置給電装置数に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの

コ 信号用中継交換機基本部面積に、信号用中継交換機 1 台当たり収容リンク数を信号用中継交換機収容架単位面積当たり最大収容リンク数で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) に信号用中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加えたものに、信号用中継交換機台数を乗じたもの

サ 主配線盤収容回線数にき線回線予備率分を加算したものを、10,000 で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) に 10,000 端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたものを加えたものに、信号用中継交換機台数を乗じたもの

シ 当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数 (当該局に帰属する局設置遠隔収容装置設置局に帰属するき線点遠隔収容装置数を含む。) にき線点遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものを加入者系半固定バス伝送装置単位面積当たり最大収容端子数で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) に加入者系半固定バス伝送装置単位面積を乗じたもの

ス 光ケーブル成端架収容端子数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) に光ケーブル成端架単位面積を乗じたもの

は、切り上げるものとする。) に局設置遠隔収容装置単位面積を乗じたものを加え、局設置遠隔収容装置台数を乗じたもの

イ 加入者交換機基本部面積に、加入者交換機 1 台当たり収容回線数を加入者交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) に加入者交換機収容架単位面積を乗じたものに、加入者交換機台数を乗じたもの

ウ 中継交換機基本部面積に、中継交換機 1 台当たり収容回線数を中継交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) に中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加え、中継交換機台数を乗じたもの

エ 伝送装置の種別ごとに当該装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを算定し、全種別の面積を合計したもの

オ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものに、無線送受信装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを加えたもの

カ 衛星通信設備の TDMA 装置、衛星送受信装置及び衛星回線制御装置のそれぞれの架数に当該装置の架当たり面積を乗じて合算したもの

キ クロック供給装置の架数にクロック供給装置の架当たり面積を乗じたもの

ク 中間中継伝送装置の架数に中間中継伝送装置の架当たり面積を乗じたもの

ケ 海底中間中継伝送装置給電装置数に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの

コ 信号用中継交換機基本部面積に、信号用中継交換機 1 台当たり収容リンク数を信号用中継交換機収容架単位面積当たり最大収容リンク数で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) に信号用中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加えたものに、信号用中継交換機台数を乗じたもの

サ 主配線盤収容回線数にき線回線予備率分を加算したものを、10,000 で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) に 10,000 端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたものを加えたものに、信号用中継交換機台数を乗じたもの

シ 当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数 (当該局に帰属する局設置遠隔収容装置設置局に帰属するき線点遠隔収容装置数を含む。) にき線点遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものを加入者系半固定バス伝送装置単位面積当たり最大収容端子数で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) に加入者系半固定バス伝送装置単位面積を乗じたもの

ス 光ケーブル成端架収容端子数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したもの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) に光ケーブル成端架単位面積を乗じたもの

<p>セ 消防警察トランクの架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの ソ 警察消防用回線集約装置の架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの タ 総合監視面積及び試験受付面積の合計</p> <p>チ 次の(1)から(6)までのうち最大のもの（更改のための面積を確保）</p> <p>(1) 局設置遠隔受容装置 1台当たり所要面積</p> <p>(イ) 加入者交換機 1台当たり所要面積</p> <p>(ア) 中継交換機 1台当たり所要面積</p> <p>(エ) 信号用中継交換機 1台当たり所要面積</p> <p>ツ 伝送装置の種類別の1アイランド当たり所要面積の中で最大のもの</p> <p>(2) 局ごとに、次のアからクまでの手順で求めた面積の合計を、当該局の電力設備面積とする。</p> <p>ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計</p> <p>イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの</p> <p>ウ 交流無停電電源装置種別ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池面積を乗じたものの合計</p> <p>オ 受電装置種別ごとに、受電装置数に受電装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>カ 発電装置種別ごとに、発電装置数に発電装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>キ 小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>ク 整流装置1台分の面積、局内の最大容量の交流無停電電源装置1台分の面積、1系統に蓄電池が1組だけ設置されている場合の整流装置及び交流無停電電源装置の蓄電池1組分の面積、受電装置種別ごとの受電装置数に受電装置更改面積を乗じたものの合計又は小規模局用電源装置1台分の面積の合計（更改のための面積を確保）</p> <p>(3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を、当該局の空調設備面積とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(1)サで算定した面積を、当該局のケーブル室面積とする。</p> <p>(5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積の合計に、1から建物付帯設備面積付加係数を減じたものを建物付帯設備面積付加係数で除したものを乗じて、当該局の建物付帯設備面積とする。</p> <p>(6) (1)から(5)までで算定したネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を、当該局の機械室建物面積とする。</p> <p>2 RT—BOXの機械室建物の設備量の算定 RT—BOX数を1とする。</p> <p>3 投資額の算定</p>

	<p>局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積又はR T—B O X単価を用い局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局の局ごと機械室建物投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。</p> <p>局ごと機械室建物投資額 ＝機械室建物面積×機械室建物建設単価 又は 局ごと機械室建物投資額＝R T—B O X単価</p>
(略)	(略)

恣 出 標

取 行

(傍縁部専用出入口)

別表第2の2 (第6条関係) 正味固定資産価額算定に用いる数値

別表第2の2 (第6条関係) 正味固定資産価額算定に用いる数値

(傍縁部専用出入口)

項目	数値	単位
メタルケー・ブル (小) 規格対数(1)	5	対
メタルケー・ブル (小) 規格対数(2)	10	対
メタルケー・ブル (小) 規格対数(3)	20	対
メタルケー・ブル (小) 規格対数(4)	30	対
メタルケー・ブル (小) 規格対数(5)	50	対
メタルケー・ブル (小) 規格対数(6)	100	対
メタルケー・ブル (小) 規格対数(7)	200	対
メタルケー・ブル (大) 規格対数(8)	400	対
メタルケー・ブル (大) 規格対数(9)	600	対
メタルケー・ブル (小) 最大規格対数	3,000	対
メタルケー・ブル (中) 最大規格対数	1,200	対
メタルケー・ブル (小) 規格対数(1)	1,000	対
メタルケー・ブル (小) 規格対数(2)	1,200	対
メタルケー・ブル (小) 規格対数(3)	1,400	対
メタルケー・ブル (小) 規格対数(4)	1,600	対
メタルケー・ブル (小) 規格対数(5)	1,800	対
メタルケー・ブル (小) 規格対数(6)	2,000	対
メタルケー・ブル (小) 規格対数(7)	2,400	対
メタルケー・ブル (小) 規格対数(8)	3,000	対
メタルケー・ブル (中) 規格対数(1)	5	対
メタルケー・ブル (中) 規格対数(2)	10	対
メタルケー・ブル (中) 規格対数(3)	20	対
メタルケー・ブル (中) 規格対数(4)	30	対
メタルケー・ブル (中) 規格対数(5)	50	対
メタルケー・ブル (中) 規格対数(6)	100	対
メタルケー・ブル (中) 規格対数(7)	200	対
メタルケー・ブル (中) 規格対数(8)	400	対
メタルケー・ブル (中) 規格対数(9)	600	対
メタルケー・ブル (中) 規格対数(10)	800	対
メタルケー・ブル (中) 規格対数(11)	1,000	対
メタルケー・ブル (中) 規格対数(12)	1,200	対
メタルケー・ブル (大) 規格対数(1)	5	対
メタルケー・ブル (大) 規格対数(2)	10	対
メタルケー・ブル (大) 規格対数(3)	20	対
メタルケー・ブル (大) 規格対数(4)	30	対
メタルケー・ブル (大) 規格対数(5)	50	対
メタルケー・ブル (大) 規格対数(6)	100	対
メタルケー・ブル (大) 規格対数(7)	200	対
メタルケー・ブル (大) 規格対数(8)	400	対
メタルケー・ブル (大) 規格対数(9)	600	対
メタルケー・ブル (小) 最大規格対数	3,000	対
メタルケー・ブル (中) 最大規格対数	1,200	対

メタルケーブル (大) 最大規格対数	600	対	メタルケーブル (大) 最大規格対数	600	対
加入系光ケーブル規格心数(1)	8	心	加入系光ケーブル規格心数(1)	8	心
加入系光ケーブル規格心数(2)	16	心	加入系光ケーブル規格心数(2)	16	心
加入系光ケーブル規格心数(3)	24	心	加入系光ケーブル規格心数(3)	24	心
加入系光ケーブル規格心数(4)	32	心	加入系光ケーブル規格心数(4)	32	心
加入系光ケーブル規格心数(5)	40	心	加入系光ケーブル規格心数(5)	40	心
加入系光ケーブル規格心数(6)	60	心	加入系光ケーブル規格心数(6)	60	心
加入系光ケーブル規格心数(7)	80	心	加入系光ケーブル規格心数(7)	80	心
加入系光ケーブル規格心数(8)	100	心	加入系光ケーブル規格心数(8)	100	心
加入系光ケーブル規格心数(9)	120	心	加入系光ケーブル規格心数(9)	120	心
加入系光ケーブル規格心数(10)	160	心	加入系光ケーブル規格心数(10)	160	心
加入系光ケーブル規格心数(11)	200	心	加入系光ケーブル規格心数(11)	200	心
加入系光ケーブル規格心数(12)	300	心	加入系光ケーブル規格心数(12)	300	心
加入系光ケーブル規格心数(13)	400	心	加入系光ケーブル規格心数(13)	400	心
加入系光ケーブル規格心数(14)	500	心	加入系光ケーブル規格心数(14)	500	心
加入系光ケーブル規格心数(15)	600	心	加入系光ケーブル規格心数(15)	600	心
加入系光ケーブル規格心数(16)	800	心	加入系光ケーブル規格心数(16)	800	心
加入系光ケーブル規格心数(17)	1,000	心	加入系光ケーブル規格心数(17)	1,000	心
加入系電柱間隔	0.035	km	加入系電柱間隔	0.035	km
配線回線予備率	0.026	—	配線回線予備率	0.026	—
加入系光予備心数	4	心	加入系光予備心数	4	心
区画戸建最大回線数	31.25	—	区画戸建最大回線数	31.25	—
メタルケーブル (小) 最大伝送距離	2	km	メタルケーブル (小) 最大伝送距離	2	km
メタルケーブル (中) 最大伝送距離	4	km	メタルケーブル (中) 最大伝送距離	4	km
メタルケーブル (大) 最大伝送距離	7	km	メタルケーブル (大) 最大伝送距離	7	km
メタルケーブル (小) 最大規格対数 (架空)	400	対	メタルケーブル (小) 最大規格対数 (架空)	400	対
メタルケーブル (中) 最大規格対数 (架空)	400	対	メタルケーブル (中) 最大規格対数 (架空)	400	対
メタルケーブル (大) 最大規格対数 (架空)	200	対	メタルケーブル (大) 最大規格対数 (架空)	200	対
加入系光ケーブル最大規格心数 (架空)	1,000	心	加入系光ケーブル最大規格心数 (架空)	1,000	心
メタルケーブル (小) 径1	11	mm	メタルケーブル (小) 径1	11	mm
メタルケーブル (小) 径2	11	mm	メタルケーブル (小) 径2	11	mm
メタルケーブル (小) 径3	12	mm	メタルケーブル (小) 径3	12	mm
メタルケーブル (小) 径4	14	mm	メタルケーブル (小) 径4	14	mm
メタルケーブル (小) 径5	16	mm	メタルケーブル (小) 径5	16	mm
メタルケーブル (小) 径6	19	mm	メタルケーブル (小) 径6	19	mm
メタルケーブル (小) 径7	23	mm	メタルケーブル (小) 径7	23	mm
メタルケーブル (小) 径8	30	mm	メタルケーブル (小) 径8	30	mm
メタルケーブル (小) 径9	35	mm	メタルケーブル (小) 径9	35	mm
メタルケーブル (小) 径10	39	mm	メタルケーブル (小) 径10	39	mm
メタルケーブル (小) 径11	43	mm	メタルケーブル (小) 径11	43	mm
メタルケーブル (小) 径12	47	mm	メタルケーブル (小) 径12	47	mm
メタルケーブル (小) 径13	50	mm	メタルケーブル (小) 径13	50	mm
メタルケーブル (小) 径14	53	mm	メタルケーブル (小) 径14	53	mm
メタルケーブル (小) 径15	56	mm	メタルケーブル (小) 径15	56	mm
メタルケーブル (小) 径16	59	mm	メタルケーブル (小) 径16	59	mm
メタルケーブル (小) 径17	63	mm	メタルケーブル (小) 径17	63	mm
メタルケーブル (小) 径18	70	mm	メタルケーブル (小) 径18	70	mm
メタルケーブル (中) 径1	13	mm	メタルケーブル (中) 径1	13	mm
メタルケーブル (中) 径2	14	mm	メタルケーブル (中) 径2	14	mm

メタルケーブル (中) 径(3)	16	mm
メタルケーブル (中) 径(4)	18	mm
メタルケーブル (中) 径(5)	21	mm
メタルケーブル (中) 径(6)	28	mm
メタルケーブル (中) 径(7)	33	mm
メタルケーブル (中) 径(8)	44	mm
メタルケーブル (中) 径(9)	53	mm
メタルケーブル (中) 径(10)	60	mm
メタルケーブル (中) 径(11)	67	mm
メタルケーブル (中) 径(12)	70	mm
メタルケーブル (大) 径(1)	14	mm
メタルケーブル (大) 径(2)	18	mm
メタルケーブル (大) 径(3)	23	mm
メタルケーブル (大) 径(4)	27	mm
メタルケーブル (大) 径(5)	34	mm
メタルケーブル (大) 径(6)	38	mm
メタルケーブル (大) 径(7)	43	mm
メタルケーブル (大) 径(8)	59	mm
メタルケーブル (大) 径(9)	70	mm
加入系光ファイバケーブル径(1)	11	mm
加入系光ファイバケーブル径(2)	11	mm
加入系光ファイバケーブル径(3)	11	mm
加入系光ファイバケーブル径(4)	11	mm
加入系光ファイバケーブル径(5)	11	mm
加入系光ファイバケーブル径(6)	11	mm
加入系光ファイバケーブル径(7)	13	mm
加入系光ファイバケーブル径(8)	13	mm
加入系光ファイバケーブル径(9)	15	mm
加入系光ファイバケーブル径(10)	15	mm
加入系光ファイバケーブル径(11)	17	mm
加入系光ファイバケーブル径(12)	19	mm
加入系光ファイバケーブル径(13)	19	mm
加入系光ファイバケーブル径(14)	23	mm
加入系光ファイバケーブル径(15)	23	mm
加入系光ファイバケーブル径(16)	23	mm
加入系光ファイバケーブル径(17)	30	mm
インナー一パイプ径 (外径) (1)	27	mm
インナー一パイプ径 (外径) (2)	36	mm
インナー一パイプ径 (外径) (3)	47	mm
インナー一パイプ径 (外径) (4)	56	mm
インナー一パイプ径 (内径) (1)	14	mm
インナー一パイプ径 (内径) (2)	23	mm
インナー一パイプ径 (内径) (3)	32	mm
インナー一パイプ径 (内径) (4)	40	mm
インナー一パイプ径 (空き径) (1)	42	mm
インナー一パイプ径 (空き径) (2)	33	mm
インナー一パイプ径 (空き径) (3)	22	mm
予備管路あたり最大管路数	13	mm
き線点遠隔収容装置最大収容電話回線数	15	条
	512	回線

メタルケーブル (中) 径(3)	16	mm
メタルケーブル (中) 径(4)	18	mm
メタルケーブル (中) 径(5)	21	mm
メタルケーブル (中) 径(6)	28	mm
メタルケーブル (中) 径(7)	33	mm
メタルケーブル (中) 径(8)	44	mm
メタルケーブル (中) 径(9)	53	mm
メタルケーブル (中) 径(10)	60	mm
メタルケーブル (中) 径(11)	67	mm
メタルケーブル (中) 径(12)	70	mm
メタルケーブル (大) 径(1)	14	mm
メタルケーブル (大) 径(2)	18	mm
メタルケーブル (大) 径(3)	23	mm
メタルケーブル (大) 径(4)	27	mm
メタルケーブル (大) 径(5)	34	mm
メタルケーブル (大) 径(6)	38	mm
メタルケーブル (大) 径(7)	43	mm
メタルケーブル (大) 径(8)	59	mm
メタルケーブル (大) 径(9)	70	mm
加入系光ファイバケーブル(径(1)	11	mm
加入系光ファイバケーブル(径(2)	11	mm
加入系光ファイバケーブル(径(3)	11	mm
加入系光ファイバケーブル(径(4)	11	mm
加入系光ファイバケーブル(径(5)	11	mm
加入系光ファイバケーブル(径(6)	11	mm
加入系光ファイバケーブル(径(7)	13	mm
加入系光ファイバケーブル(径(8)	13	mm
加入系光ファイバケーブル(径(9)	15	mm
加入系光ファイバケーブル(径(10)	15	mm
加入系光ファイバケーブル(径(11)	17	mm
加入系光ファイバケーブル(径(12)	19	mm
加入系光ファイバケーブル(径(13)	19	mm
加入系光ファイバケーブル(径(14)	23	mm
加入系光ファイバケーブル(径(15)	23	mm
加入系光ファイバケーブル(径(16)	23	mm
加入系光ファイバケーブル(径(17)	30	mm
インナーバイブ(外径) (1)	27	mm
インナーバイブ(外径) (2)	36	mm
インナーバイブ(外径) (3)	47	mm
インナーバイブ(外径) (4)	56	mm
インナーバイブ(内径) (1)	14	mm
インナーバイブ(内径) (2)	23	mm
インナーバイブ(内径) (3)	32	mm
インナーバイブ(内径) (4)	40	mm
インナーバイブ(空き径) (1)	42	mm
インナーバイブ(空き径) (2)	33	mm
インナーバイブ(空き径) (3)	22	mm
予備管路あたり最大管路数	13	mm
き線点遠隔収容装置最大収容電話回線数	15	条
	512	回線

き線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線
き線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	3	回線
き線点遠隔収容装置当たり必要心数	4	心
き線点遠隔収容装置收容配線最大長	7	km
き線点遠隔収容装置設置最小回線数	400	回線
き線点遠隔収容装置收容率	0.965	—
き線回線予備率	0.116	—
配線光予備心線数	2	心
引込ビル数算定式二次係数	—0.0000007	—
引込ビル数算定式一次係数	0.0319	—
引込ビル数算定式定数	0	—
き線点遠隔収容装置から加入者交換機間中継伝送路年経費	10,000,000	円
き線管路総延長	<u>137,273</u>	km
自治体管路総延長	<u>39</u>	km
電線共同溝総延長	<u>1,508</u>	km
情報ボックス総延長	<u>8,339</u>	km
配線自治体管路適用率	0.02275	—
配線電線共同溝適用率	0.10725	—
配線情報ボックス適用率	0	—
<u>き線点遠隔収容装置帰属先局舎種別判別値</u>	<u>15,000</u>	回線
第二種総合デジタル通信サービス換算係数	10	—
時間帯パラメータ(アナログ電話)	1	—
時間帯パラメータ(総合デジタル通信サービス)	1	—
時間帯パラメータ(PHS)	1	—
呼完了率(アナログ電話)	0.7	—
呼完了率(総合デジタル通信網サービス)	0.7	—
呼完了率(PHS)	0.7	—
加入者交換機最大収容回線数	96,500	回線
加入者交換機最大処理最繁時呼量	53,600	BHE
加入者交換機最大処理最繁時総呼数	800,000	BHCA
加入者交換機低速バス	1.5M	1.5M or 2M
リンク当たり信号数	240	信号数／リンク
中継区域内中継交換機渡り回線通過率	0.5	—
信号区域間リンク分散数	2	数
信号用中継交換機当たり最大リンク数	<u>1,056</u>	リンク／S TP
信号用中継交換機対当たり渡りリンク数	8	リンク／S TP対
信号用中継交換機当たり処理信号数	<u>56,320</u>	信号数／S TP
加入者交換機／局設置遠隔収容装置判別値	12,000	回線
同一単位料金区域当たり電話遠隔収容装置收容最大回線数	12,000	回線
局設置簡易遠隔収容装置最大収容回線数	512	回線／台
局設置簡易遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線／台
局設置簡易遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	3	回線／台
局設置遠隔収容装置最大収容回線数	2,900	回線／台
局設置簡易遠隔収容装置使用最大回線数	512	回線
専用6Mバス収容回線数(低速)	96	回線／6Mバス
専用6Mバス収容回線数(高速メタル)	48	回線／6Mバス
専用6Mバス収容回線数(高速光)	4	回線／6Mバス
総合デジタル通信サービス6Mバス収容回線数	48	回線／6Mバス
クロック供給装置—1S架当たり最大クロック分配数	120	クロック数／架
クロック供給装置—1G基本架当たり最大クロック分配数	400	クロック数／架
き線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線
き線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	3	回線
き線点遠隔収容装置当たり必要心数	4	心
き線点遠隔収容装置收容配線最大長	7	km
き線点遠隔収容装置設置最小回線数	7	回線
き線点遠隔収容装置收容率	0.965	—
き線回線予備率	0.116	—
配線光予備心線数	2	心
引込ビル数算定式二次係数	—0.0000007	—
引込ビル数算定式一次係数	0.0319	—
引込ビル数算定式定数	0	—
き線点遠隔収容装置から加入者交換機間中継伝送路年経費	10,000,000	円
き線管路総延長	<u>137,305</u>	km
自治体管路総延長	<u>38</u>	km
電線共同溝総延長	<u>1,488</u>	km
情報ボックス総延長	<u>7,760</u>	km
配線自治体管路適用率	0.02275	—
配線電線共同溝適用率	0.10725	—
配線情報ボックス適用率	0	—
<u>第二種総合デジタル通信サービス換算係数</u>	<u>15,000</u>	回線
第二種総合デジタル通信サービス換算係数	10	—
時間帯パラメータ(アナログ電話)	1	—
時間帯パラメータ(総合デジタル通信サービス)	1	—
時間帯パラメータ(PHS)	1	—
呼完了率(アナログ電話)	0.7	—
呼完了率(総合デジタル通信網サービス)	0.7	—
呼完了率(PHS)	0.7	—
加入者交換機最大収容回線数	96,500	回線
加入者交換機最大処理最繁時呼量	53,600	BHE
加入者交換機最大処理最繁時総呼数	800,000	BHCA
加入者交換機低速バス	1.5M	1.5M or 2M
リンク当たり信号数	240	信号数／リンク
中継区域内中継交換機渡り回線通過率	0.5	—
信号区域間リンク分散数	2	数
信号用中継交換機当たり最大リンク数	<u>1,056</u>	リンク／S TP
信号用中継交換機対当たり渡りリンク数	8	リンク／S TP対
信号用中継交換機当たり処理信号数	<u>56,320</u>	信号数／S TP
加入者交換機／局設置遠隔収容装置判別値	12,000	回線
同一単位料金区域当たり電話遠隔収容装置收容最大回線数	12,000	回線
局設置簡易遠隔収容装置最大収容回線数	512	回線／台
局設置簡易遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線／台
局設置簡易遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	3	回線／台
局設置遠隔収容装置最大収容回線数	2,900	回線／台
局設置簡易遠隔収容装置使用最大回線数	512	回線
専用6Mバス収容回線数(低速)	96	回線／6Mバス
専用6Mバス収容回線数(高速メタル)	48	回線／6Mバス
専用6Mバス収容回線数(高速光)	4	回線／6Mバス
総合デジタル通信サービス6Mバス収容回線数	48	回線／6Mバス
クロック供給装置—1S架当たり最大クロック分配数	120	クロック数／架
クロック供給装置—1G基本架当たり最大クロック分配数	400	クロック数／架

クロック供給装置—1 S 架収容率 (遠隔収容装置設置局)	0.8	—
クロック供給装置—1 G 架収容率 (加入者交換機設置局)	0.8	—
クロック供給装置—1 G 架収容率 (中継交換機設置局)	0.8	—
中間中継伝送装置平均距離 (52M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離 (156M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離 (600M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離 (2.4G)	30	km
中間中継伝送装置平均距離 (10G)	30	km
加入者系半固定バス伝送装置局外側インタフェース装置最大収容システム数	6	I F／台
加入者系半固定バス伝送装置局外側インタフェース装置最大収容システム数	16	sys (R S B M—F)／I F
加入者系半固定バス伝送装置当たり電話最大収容回線数	1,792	回線／I F
加入者系半固定バス伝送装置局内インタフェース装置最大搭載数	2	I F／台
加入者系半固定バス伝送装置局内インタフェース装置最大収容システム数	8	sys (A／I／L)／I F
加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大収容システム数	16	sys／装置
加入者系半固定バス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数	4	装置／台
加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり総合デジタル通信サービス最大収容回線数	60	回線
加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり低速専用線最大収容回線数	96	回線
加入者系半固定バス伝送装置1システム当たり高速専用線最大収容回線数	48	回線
中継交換機最大収容回線数	104,000	64 k チャネル／ユニット
中継交換機最大処理最繁時呼量	53,600	B H E／ユニット
中継交換機最大処理最繁時総呼数	800,000	B H C A／ユニット
中継交換機低速バス	8M	1.5M o r 8M
中継系電柱距離	0.035	km
中継系管路当たり最大ケーブル条数	2	ケーブル条数／管路
チャネル切上単位 (1.5M)	24	—
チャネル切上単位 (2M)	30	—
チャネル切上単位 (6M)	96	—
チャネル切上単位 (8M)	120	—
チャネル切上単位 (52M)	672	—
收容 52M パス数 (156M)	3	—
收容 52M パス数 (600M)	12	—
收容 52M パス数 (2.4G)	48	—
收容 52M パス数 (10G)	192	—
インタフェース当たりハイウェイ数 (1.5M)	4	H W／I F
インタフェース当たりハイウェイ数 (6M)	2	H W／I F
インタフェース当たりハイウェイ数 (2M)	8	H W／I F
インタフェース当たりハイウェイ数 (8M)	2	H W／I F
ユニット当たり局間インタフェース数 (多重変換装置 52M)	3	システム／ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数 (多重変換装置 156M)	1	システム／ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 156M)	4	システム／ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 600	1	システム／ユニット

M)	ユニット当たり局間インターフェース数 (高速終端中継伝送装置 2.4 G)	1	システム／ユニット
M)	ユニット当たり局間インターフェース数 (高速終端中継伝送装置 2.4 G)	1	システム／ユニット
クロスコネクト装置ユニット当たり 52Mバス数	18	52Mバス／ユニット	
クロスコネクト装置基本架当たりユニット数 (1 架構成)	1	ユニット／架	
クロスコネクト装置基本架当たりユニット数 (複数架構成)	2	ユニット／架	
クロスコネクト装置接続架当たり基本架数	4	基本架／接続架	
クロスコネクト装置最大接続架数	2	—	
クロスコネクト装置ユニット当たり増設リンク数	6	J IF／ユニット	
クロスコネクト装置冗長構成係数	2	J IF／ユニット	
クロスコネクト装置スイッチユニット当たり増設リンクインターフェース数	16	J IF／SSWUnit	
架当たり回線数 (主配線盤)	150,000	回線／架	
架当たり心線数 (光ケーブル成端架大)	2,000	心線／架	
架当たり心線数 (光ケーブル成端架小 1)	128	心線／架	
架当たり心線数 (光ケーブル成端架小 2)	256	心線／架	
架当たり心線数 (光ケーブル成端架中)	389	心線／架	
架当たり台数 (電話遠隔受容装置小)	1	台／架	
架当たり台数 (電話遠隔受容装置大)	0.5	台／架	
架当たり台数 (中間中継伝送装置 52M)	30	台／架	
架当たり台数 (中間中継伝送装置 156M)	16	台／架	
架当たり台数 (中間中継伝送装置 600M)	8	台／架	
架当たり台数 (中間中継伝送装置 2.4G)	4	台／架	
架当たりユニット数 (多重変換装置)	5	ユニット／架	
架当たりユニット数 (高速終端中継伝送装置 156M)	2	ユニット／架	
架当たりユニット数 (高速終端中継伝送装置 600M)	3	ユニット／架	
架当たりユニット数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	1	ユニット／架	
架当たりユニット数 (分歧插入伝送装置 600M)	4	ユニット／架	
架当たりユニット数 (分歧插入伝送装置 2.4G)	2	ユニット／架	
架当たりユニット数 (分歧插入伝送装置 10G)	3	ユニット／架	
架当たり 52Mインターフェース数 (高速終端中継伝送装置 156M)	24	52MIF／架	
架当たり 52Mインターフェース数 (高速終端中継伝送装置 600M)	36	52MIF／架	
架当たり 52Mインターフェース数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	48	52MIF／架	
架当たり 156Mインターフェース数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	4	156MIF／架	
架当たり 156Mインターフェース数 (高速終端中継伝送装置 10G)	48	156MIF／架	
架当たり 156Mインターフェース数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	4	156MIF／架	
架当たり 156Mインターフェース数 (高速終端中継伝送装置 52M)	4	156MIF／架	
局間インターフェース当たり心線数 (多重変換装置 156M)	4	心線／IF	
局間インターフェース当たり心線数 (高速終端中継伝送装置 156M)	4	心線／IF	
局間インターフェース当たり心線数 (高速終端中継伝送装置 600M)	4	心線／IF	
局間インターフェース当たり心線数 (高速終端中継伝送装置 2.4G)	4	心線／IF	
ユニット当たり心線数 (電話遠隔受容装置小)	4	心線／ユニット	
ユニット当たり心線数 (電話遠隔受容装置大)	4	心線／ユニット	
き線点遠隔受容装置当たり心線数	4	心線／き線点遠隔受容装置	
回線当たり心線数 (第二種総合デジタル通信サービス)	2	心線／回線	
回線当たり心線数 (高速光専用線)	2	心線／回線	
局間インターフェース当たり心線数 (分歧插入伝送装置 600M)	4	心線／IF	
局間インターフェース当たり心線数 (分歧插入伝送装置 2.4G)	4	心線／IF	
局間インターフェース当たり心線数 (分歧插入伝送装置 10G)	4	心線／IF	
主配線盤回線受容率	0.965	—	
光ケーブル成端架受容率	0.965	—	

電話遠隔収容装置回線収容率	0.965	—
加入者交換機回線収容率	0.965	—
電話遠隔収容装置集線率	8	—
伝送装置収容率	0.8	—
伝送装置共用比率 (A T M系、A D S L地域I P)	1	—
伝送装置共用比率 (光地域I P)	0	—
中継交換機側架収容率多重変換装置 52Mバス単位	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位 (156M)	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位 (600M)	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位 (2.4G)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (52M)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (156M)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (600M)	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率 (2.4G)	0.8	—
中継系光ケーブル規格心数(1)	8	心
中継系光ケーブル規格心数(2)	16	心
中継系光ケーブル規格心数(3)	24	心
中継系光ケーブル規格心数(4)	32	心
中継系光ケーブル規格心数(5)	40	心
中継系光ケーブル規格心数(6)	60	心
中継系光ケーブル規格心数(7)	80	心
中継系光ケーブル規格心数(8)	100	心
中継系光ケーブル規格心数(9)	120	心
中継系光ケーブル規格心数(10)	160	心
中継系光ケーブル規格心数(11)	200	心
中継系光ケーブル規格心数(12)	300	心
中継系予備心線数	4	心
海底用中間中継伝送装置最大中継距離	130	km
海底用中間中継伝送装置収容心数	8	心
有中継光ケーブル規格心線数	8	心
無中継光ケーブル規格心線数	8	心
有中継光ケーブル最大規格心線数	8	心
無中継光ケーブル最大規格心線数	10	心
無中継光ケーブル規格心線数(1)	16	心
無中継光ケーブル規格心線数(2)	24	心
無中継光ケーブル規格心線数(3)	32	心
無中継光ケーブル規格心線数(4)	40	心
無中継光ケーブル規格心線数(5)	60	心
無中継光ケーブル規格心線数(6)	80	心
無中継光ケーブル規格心線数(7)	100	心
変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容 52Mバス数	1	52Mバス／ユニット
架当たりユニット数 (変復調回線切替装置)	4	ユニット／架
無線送受信装置ユニット当たり最大収容 52Mバス数	1	52Mバス／ユニット
架当たりユニット数 (無線送受信装置)	5	ユニット／架
クロック供給装置—1 S架収容率 (無線単独局)	0.8	—
ルート当たりアンテナ数	3	個
最大アンテナ搭載数	12	個
中継系最大規格心線数	300	心
混在収容時効率低下係数 (遠隔収容装置)	1	—
混在収容時効率低下係数 (加入者交換機)	1	—
海底用中間中継伝送装置最大規格収容システム数	4	システム

海底用中間中継伝送装置規格収容システム数 トランスポンダ当たり最大接続可能回線数	4 149	システム 回線／トランスポンダ	海底用中間中継伝送装置規格収容システム数 トランspoンダ当たり最大接続可能回線数	4 149	システム 回線／トランspoンダ
時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数	298	回線／架	時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数	298	回線／架
衛星送受信装置架当たり最大収容回線数	298	回線／架	衛星送受信装置架当たり最大収容回線数	298	回線／架
加入者交換機最大搭載中継インターフェース数	54	—	加入者交換機最大搭載中継インターフェース数	54	—
中継交換機最大搭載中継インターフェース数	165	—	中継交換機最大搭載中継インターフェース数	165	—
電話遠隔収容装置単位電流	28	A	電話遠隔収容装置単位電流	28	A
電話遠隔収容装置単位電流最大収容回線数	2,560	回線	電話遠隔収容装置単位電流最大収容回線数	2,560	回線
電話遠隔収容装置基本部面積	4.68	m ²	電話遠隔収容装置基本部面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積	4.68	m ²	電話遠隔収容装置単位面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積最大収容回線数	2,560	回線	電話遠隔収容装置単位面積最大収容回線数	2,560	回線
加入者交換機基本部電流	44	A	加入者交換機基本部電流	44	A
加入者交換機収容架回線単位電流	17.6	A	加入者交換機収容架回線単位電流	17.6	A
加入者交換機収容架最大収容回線数	1,225	回線	加入者交換機収容架最大収容回線数	1,225	回線
加入者交換機収容架最繁時総呼数単位電流	38.7	A	加入者交換機収容架最繁時総呼数単位電流	38.7	A
加入者交換機収容架単位電流最大最繁時総呼数	167	K B H C A	加入者交換機収容架単位電流最大最繁時総呼数	167	K B H C A
加入者交換機A C 電流	3	A／台	加入者交換機A C 電流	3	A／台
加入者交換機基本部面積	21.08	m ²	加入者交換機基本部面積	21.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積	2.08	m ²	加入者交換機収容架単位面積	2.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積最大収容回線数	1,194	回線	加入者交換機収容架単位面積最大収容回線数	1,194	回線
中継交換機基本部電流	42.5	A／台	中継交換機基本部電流	42.5	A／台
中継交換機収容架単位電流	31.2	A	中継交換機収容架単位電流	31.2	A
中継交換機収容架最大収容チャネル数	3,250	チャネル	中継交換機収容架最大収容チャネル数	3,250	チャネル
中継交換機A C 電流	3	A／台	中継交換機A C 電流	3	A／台
中継交換機基本部面積	14.33	m ²	中継交換機基本部面積	14.33	m ²
中継交換機収容架単位面積	1.62	m ² ／架	中継交換機収容架単位面積	1.62	m ² ／架
中継交換機収容架単位面積最大収容チャネル数	3,250	チャネル	中継交換機収容架単位面積最大収容チャネル数	3,250	チャネル
多重交換装置基本部面積	61.4	A／架	多重交換装置基本部面積	61.4	A／架
多重交換装置ユニット電流	0	A／ユニット	多重交換装置ユニット電流	0	A／ユニット
多重交換装置架面積	1.92	m ² ／架	多重交換装置架面積	1.92	m ² ／架
多重交換装置1 アイランド最大架数	1	架	多重交換装置1 アイランド最大架数	1	架
クロスコネクト装置1 基本架電流	40.3	A／架	クロスコネクト装置1 基本架電流	40.3	A／架
クロスコネクト装置1 増設架基本部電流	38.2	A／架	クロスコネクト装置1 増設架基本部電流	38.2	A／架
クロスコネクト装置1 ユニット電流	7.9	A／ユニット	クロスコネクト装置1 ユニット電流	7.9	A／ユニット
クロスコネクト装置1 架面積	1.44	m ² ／架	クロスコネクト装置1 架面積	1.44	m ² ／架
クロスコネクト装置1 1 アイランド最大架数	10	架	クロスコネクト装置1 1 アイランド最大架数	10	架
高速終端中継伝送装置 156M 基本部電流	40.5	A／架	高速終端中継伝送装置 156M 基本部電流	40.5	A／架
高速終端中継伝送装置 156M ユニット電流	0	A／ユニット	高速終端中継伝送装置 156M ユニット電流	0	A／ユニット
高速終端中継伝送装置 156M 架面積	1.92	m ² ／架	高速終端中継伝送装置 156M 架面積	1.92	m ² ／架
高速終端中継伝送装置 156M 1 アイランド最大架数	1	架	高速終端中継伝送装置 156M 1 アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置 600M 基本部電流	47.9	A／架	高速終端中継伝送装置 600M 基本部電流	47.9	A／架
高速終端中継伝送装置 600M ユニット電流	0	A／ユニット	高速終端中継伝送装置 600M ユニット電流	0	A／ユニット
高速終端中継伝送装置 600M 架面積	1.92	m ² ／架	高速終端中継伝送装置 600M 架面積	1.92	m ² ／架
高速終端中継伝送装置 600M 1 アイランド最大架数	1	架	高速終端中継伝送装置 600M 1 アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置 2.4G 基本部電流	24.1	A／台	高速終端中継伝送装置 2.4G 基本部電流	24.1	A／台
高速終端中継伝送装置 2.4G ユニット電流	0	A／ユニット	高速終端中継伝送装置 2.4G ユニット電流	0	A／ユニット
高速終端中継伝送装置 2.4G 架面積	1.92	m ² ／架	高速終端中継伝送装置 2.4G 架面積	1.92	m ² ／架
高速終端中継伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数	1	架	高速終端中継伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数	1	架
分歧插入伝送装置 600M 基本部電流	1	A／台	分歧插入伝送装置 600M 基本部電流	1	A／台

分歧挿入伝送装置 600Mユニット電流	6.1	A／ユニット
分歧挿入伝送装置 600M架面積	2.5	m ² ／架
分歧挿入伝送装置 600M1アイランド最大架数	1	架
分歧挿入伝送装置 2.4G 基本部電流	6.2	A／台
分歧挿入伝送装置 2.4G ユニット電流	4	A／ユニット
分歧挿入伝送装置 2.4G 架面積	1.08	m ² ／架
分歧挿入伝送装置 2.4G 1アイランド最大架数	1	架
分歧挿入伝送装置 10G 基本部電流	0	A／台
分歧挿入伝送装置 10G ユニット電流	8.3	A／ユニット
分歧挿入伝送装置 10G 架面積	2	m ² ／架
分歧挿入伝送装置 10G 1アイランド最大架数	1	架
クロック供給装置 1S 架単位電流	2	A／架
クロック供給装置 1S 架面積	1.44	m ² ／架
クロック供給装置 1G 架単位電流	4	A／架
クロック供給装置 1G 架面積	1.44	m ² ／架
クロック供給装置 1G 架単位電流	4	A／架
中間中継伝送装置 (52M) 基本部電流	7.1	A／架
中間中継伝送装置 (156M) 基本部電流	19.6	A／架
中間中継伝送装置 (600M) 基本部電流	30.7	A／架
中間中継伝送装置 (2.4G) 基本部電流	20	A／架
中間中継伝送装置 架面積	1.6	m ² ／架
信号用中継交換機基本部電流	<u>12.7</u>	A／台
信号用中継交換機收容架単位電流	<u>67</u>	A
信号用中継交換機A C 電流	<u>0.16</u>	A／リンク
信号用中継交換機收容架単位面積	<u>0</u>	m ² ／台
信号用中継交換機收容架単位面積	<u>1.5</u>	m ²
信号用中継交換機收容架単位面積最大取容リンク数 (48K 換算)	<u>480</u>	リンク
信号用中継交換機基本部面積	—	—
信号用中継交換機收容架単位面積	<u>105</u>	A／台
信号用中継交換機收容架単位面積	<u>35</u>	A
信号用中継交換機A C 電流	<u>52</u>	A／リンク
信号用中継交換機收容架単位面積	<u>3</u>	m ² ／台
信号用中継交換機收容架単位面積最大取容リンク数 (48K 換算)	<u>52</u>	リンク
交換機の端子収容率	0.965	—
1万端子当たりの必要主配線盤長	2.52	m
作業スペース込みの主配線盤幅	3.9	m
加入者系半固定バス伝送装置単位電流	27.12	A
加入者系半固定バス伝送装置最大取容端子数	14,336	端子
加入者系半固定バス伝送装置単位面積	1.6	m ²
加入者系半固定バス伝送装置単位面積最大取容端子数	14,336	端子
光ケーブル成端架単位面積 (大)	12	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大取容端子数 (大)	2,000	端子
光ケーブル成端架単位面積 (小1)	1	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大取容端子数 (小1)	128	端子
光ケーブル成端架単位面積 (小2)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大取容端子数 (大)	256	端子
光ケーブル成端架単位面積 (中)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大取容端子数 (中)	389	端子
オペレーション設備 (総合監視) 設置局数	11	局
オペレーション設備 (試験受付) 設置局数	47	局
オペレーション設備 (総合監視) 単位面積当たり A C 電流	0.8	A／m ²
オペレーション設備 (試験受付) 単位面積当たり A C 電流	0.8	A／m ²
オペレーション設備 (総合監視) 面積	505	m ²
オペレーション設備 (試験受付) 面積	432	m ²
海底中間中継伝送装置用給電装置単位電流	0.92	A／台
海底中間中継伝送装置用給電装置単位面積	1.44	m ²

変復調回線切替装置単位電流	1.7	A／台
変復調回線切替装置架面積	1.92	m ² ／架
無線送受信装置単位電流	0.5	A／台
無線送受信装置架面積	1.44	m ² ／架
地上鉄塔土地面積	144	m ²
発熱量換算係数	860	kcal／kVA
空調1台当たりの能力(1)	30,000	kcal／台
空調1台当たりの能力(2)	13,050	kcal／台
空調設備1台当たりの電力容量(1)	11.55	kVA
空調設備1台当たりの電力容量(2)	5.4	kVA
空調設備単位面積(1)	5	m ²
空調設備単位面積(2)	2.2	m ²
整流器1ユニット当たり最大電流	100	A／ユニット
整流装置1系統当たり最大電流	800	A／系統
整流装置基本部収容可能整流器数	4	個／架
整流装置増設架収容可能整流器数	4	個／架
整流装置総合効率	—	—
整流装置基本部面積	10	m ² ／架
整流装置増設架面積	2	m ² ／架
直流電圧値	48	V
警察消防用回線1回線当たりの消費電流	0.484375	A／回線
直流変換電源装置1架最大電流	80	A／架
直流変換電源装置架面積	5	m ² ／架
入力変換効率	0.85	—
交流無停電電源装置規定出力容量(1)	3	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(2)	5	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(3)	7	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(4)	10	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(5)	15	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(6)	20	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(7)	30	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(8)	50	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(9)	75	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(10)	100	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(11)	200	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(12)	300	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(13)	400	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(14)	600	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(15)	800	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(16)	1,000	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(17)	1,200	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(18)	1,500	kVA
交流無停電電源装置所要面積(1)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(2)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(3)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(4)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(5)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(6)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(7)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(8)	8	m ²
空調設備単位面積(2)	2.2	m ²
整流器1ユニット当たり最大電流	100	A／ユニット
整流装置1系統当たり最大電流	800	A／系統
整流装置基本部収容可能整流器数	4	個／架
整流装置増設架収容可能整流器数	4	個／架
整流装置総合効率	0.87	—
整流装置基本部面積	10	m ² ／架
整流装置増設架面積	2	m ² ／架
直流電圧値	48	V
警察消防用回線1回線当たりの消費電流	0.484375	A／回線
直流変換電源装置1架最大電流	80	A／架
直流変換電源装置架面積	5	m ² ／架
入力変換効率	0.85	—
交流無停電電源装置規定出力容量(1)	3	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(2)	5	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(3)	7	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(4)	10	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(5)	15	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(6)	20	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(7)	30	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(8)	50	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(9)	75	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(10)	100	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(11)	200	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(12)	300	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(13)	400	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(14)	600	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(15)	800	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(16)	1,000	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(17)	1,200	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(18)	1,500	kVA
交流無停電電源装置所要面積(1)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(2)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(3)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(4)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(5)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(6)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(7)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(8)	8	m ²

交流無停電電源装置所要面積(9)	10	m^2
交流無停電電源装置所要面積(10)	10	m^2
交流無停電電源装置所要面積(11)	10	m^2
交流無停電電源装置所要面積(12)	10	m^2
交流無停電電源装置所要面積(13)	30	m^2
交流無停電電源装置所要面積(14)	20	m^2
交流無停電電源装置所要面積(15)	30	m^2
交流無停電電源装置所要面積(16)	50	m^2
交流無停電電源装置所要面積(17)	40	m^2
交流無停電電源装置所要面積(18)	50	m^2
交流無停電電源装置所要面積(19)	—	—
交流無停電電源裝置(100V) 直流部電壓	0.087	kV
交流無停電電源裝置(200V) 直流部電壓	0.176	kV
蓄電池容量算出係數(交換機設置局、整流装置用、保持時間：3時間)	5.8	A.H/A
蓄電池容量算出係數(交換機設置局、交流無停電電源装置用、保持時間：3時間)	4.2	A.H/A
蓄電池容量算出係數(遠隔收容装置設置局、保持時間：10時間)	12.6	A.H/A
蓄電池容量算出係數(局設置簡易遠隔收容装置設置局、保持時間：2時間)	5.0	A.H/A
整流装置用蓄電池規定容量(1)	200	AH
整流装置用蓄電池規定容量(2)	300	AH
整流装置用蓄電池規定容量(3)	500	AH
整流装置用蓄電池規定容量(4)	1,000	AH
整流装置用蓄電池規定容量(5)	1,500	AH
整流装置用蓄電池規定容量(6)	2,000	AH
整流装置用蓄電池規定容量(7)	3,000	AH
整流装置用蓄電池規定容量(8)	4,000	AH
整流装置用蓄電池規定容量(9)	5,000	AH
整流装置用蓄電池規定容量(10)	6,000	AH
整流装置用蓄電池所要面積(1)	5	m^2
整流装置用蓄電池所要面積(2)	6	m^2
整流装置用蓄電池所要面積(3)	5	m^2
整流装置用蓄電池所要面積(4)	8	m^2
整流装置用蓄電池所要面積(5)	11	m^2
整流装置用蓄電池所要面積(6)	13	m^2
整流装置用蓄電池所要面積(7)	17	m^2
整流装置用蓄電池所要面積(8)	18	m^2
整流装置用蓄電池所要面積(9)	22	m^2
整流装置用蓄電池所要面積(10)	23	m^2
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池規定容量(1)	50	AH
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池規定容量(2)	100	AH
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池規定容量(3)	200	AH
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池規定容量(4)	300	AH
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池規定容量(5)	500	AH
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池規定容量(6)	1,000	AH
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池規定容量(7)	1,500	AH
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池規定容量(8)	2,000	AH
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池規定容量(9)	3,000	AH
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池規定容量(1)	8	m^2
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池所要面積(2)	8	m^2
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池所要面積(9)	10	m^2
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池所要面積(10)	10	m^2
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池所要面積(11)	10	m^2
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池所要面積(12)	10	m^2
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池所要面積(13)	30	m^2
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池所要面積(14)	20	m^2
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池所要面積(15)	30	m^2
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池所要面積(16)	50	m^2
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池所要面積(17)	40	m^2
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池所要面積(18)	50	m^2
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池所要面積(19)	—	—
交流無停電電源裝置(100V) 用蓄電池所要面積(20)	8	m^2

交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池所要面積(3)	8	m ²
交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池所要面積(4)	9	m ²
交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池所要面積(5)	8	m ²
交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池所要面積(6)	13	m ²
交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池所要面積(7)	18	m ²
交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池所要面積(8)	21	m ²
交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池所要面積(9)	27	m ²
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(1)	200	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(2)	300	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(3)	500	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(4)	1,000	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(5)	1,500	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(6)	2,000	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(7)	3,000	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(1)	13	m ²
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(2)	16	m ²
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(3)	22	m ²
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(4)	22	m ²
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(5)	31	m ²
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(6)	38	m ²
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(7)	49	m ²
建物付帯設備面積付加係數 (複数階局舎、オペレーション設備あり)	0.7	—
建物付帯設備面積付加係數 (複数階局舎、オペレーション設備なし)	0.8	—
建物付帯設備面積付加係數 (平屋局舎)	0.9	—
単位面積当たりの建物付帯設備受電容量 (複数階局舎)	0.01	kVA/m ²
単位面積当たりの建物付帯設備受電容量 (平屋局舎)	0.01	kVA/m ²
単位面積当たりの建物付帯設備発電電力容量 (交換機設置局)	0.01	kVA/m ²
受電装置規定容量(1)	100	kVA
受電装置規定容量(2)	200	kVA
受電装置規定容量(3)	300	kVA
受電装置規定容量(4)	500	kVA
受電装置規定容量(5)	750	kVA
受電装置規定容量(6)	1,000	kVA
受電装置規定容量(7)	1,500	kVA
受電装置規定容量(8)	2,000	kVA
受電装置規定容量(9)	4,000	kVA
受電装置所要面積(1)	30	m ²
受電装置所要面積(2)	45	m ²
受電装置所要面積(3)	45	m ²
受電装置所要面積(4)	50	m ²
受電装置所要面積(5)	50	m ²
受電装置所要面積(6)	50	m ²
受電装置所要面積(7)	50	m ²
受電装置所要面積(8)	60	m ²
受電装置所要面積(9)	162	m ²
受電装置更改面積(1)	15	m ²
受電装置更改面積(2)	25	m ²
受電装置更改面積(3)	25	m ²
受電装置更改面積(4)	32	m ²
受電装置更改面積(5)	35	m ²

受電装置更改面積(6)	37	m ²	受電装置更改面積(6)	37	m ²
受電装置更改面積(7)	52	m ²	受電装置更改面積(7)	52	m ²
受電装置更改面積(8)	54	m ²	受電装置更改面積(8)	54	m ²
受電装置更改面積(9)	212	m ²	受電装置更改面積(9)	212	m ²
発電装置規定容量(1)	10	k VA	発電装置規定容量(1)	10	k VA
発電装置規定容量(2)	20	k VA	発電装置規定容量(2)	20	k VA
発電装置規定容量(3)	37.5	k VA	発電装置規定容量(3)	37.5	k VA
発電装置規定容量(4)	50	k VA	発電装置規定容量(4)	50	k VA
発電装置規定容量(5)	75	k VA	発電装置規定容量(5)	75	k VA
発電装置規定容量(6)	100	k VA	発電装置規定容量(6)	100	k VA
発電装置規定容量(7)	150	k VA	発電装置規定容量(7)	150	k VA
発電装置規定容量(8)	200	k VA	発電装置規定容量(8)	200	k VA
発電装置規定容量(9)	250	k VA	発電装置規定容量(9)	250	k VA
発電装置規定容量(10)	300	k VA	発電装置規定容量(10)	300	k VA
発電装置規定容量(11)	375	k VA	発電装置規定容量(11)	375	k VA
発電装置規定容量(12)	500	k VA	発電装置規定容量(12)	500	k VA
発電装置規定容量(13)	625	k VA	発電装置規定容量(13)	625	k VA
発電装置規定容量(14)	750	k VA	発電装置規定容量(14)	750	k VA
発電装置規定容量(15)	1,000	k VA	発電装置規定容量(15)	1,000	k VA
発電装置規定容量(16)	1,500	k VA	発電装置規定容量(16)	1,500	k VA
発電装置規定容量(17)	1,750	k VA	発電装置規定容量(17)	1,750	k VA
発電装置規定容量(18)	2,000	k VA	発電装置規定容量(18)	2,000	k VA
発電装置規定容量(19)	3,125	k VA	発電装置規定容量(19)	3,125	k VA
発電装置所要面積(1)	36	m ²	発電装置所要面積(1)	36	m ²
発電装置所要面積(2)	36	m ²	発電装置所要面積(2)	36	m ²
発電装置所要面積(3)	36	m ²	発電装置所要面積(3)	36	m ²
発電装置所要面積(4)	36	m ²	発電装置所要面積(4)	36	m ²
発電装置所要面積(5)	36	m ²	発電装置所要面積(5)	36	m ²
発電装置所要面積(6)	36	m ²	発電装置所要面積(6)	36	m ²
発電装置所要面積(7)	54	m ²	発電装置所要面積(7)	54	m ²
発電装置所要面積(8)	54	m ²	発電装置所要面積(8)	54	m ²
発電装置所要面積(9)	54	m ²	発電装置所要面積(9)	54	m ²
発電装置所要面積(10)	72	m ²	発電装置所要面積(10)	72	m ²
発電装置所要面積(11)	72	m ²	発電装置所要面積(11)	72	m ²
発電装置所要面積(12)	72	m ²	発電装置所要面積(12)	72	m ²
発電装置所要面積(13)	72	m ²	発電装置所要面積(13)	72	m ²
発電装置所要面積(14)	72	m ²	発電装置所要面積(14)	72	m ²
発電装置所要面積(15)	108	m ²	発電装置所要面積(15)	108	m ²
発電装置所要面積(16)	108	m ²	発電装置所要面積(16)	108	m ²
発電装置所要面積(17)	108	m ²	発電装置所要面積(17)	108	m ²
発電装置所要面積(18)	108	m ²	発電装置所要面積(18)	108	m ²
発電装置所要面積(19)	108	m ²	発電装置所要面積(19)	108	m ²
小規模局用電源装置 1台当たりの最大電流 (遠隔収容装置設置局)	150	A	小規模局用電源装置 1台当たりの最大電流 (遠隔収容装置設置局)	150	A
小規模局用電源装置 1台当たりの最大電流 (R T-B O X)	100	A	小規模局用電源装置 1台当たりの最大電流 (R T-B O X)	100	A
小規模局用電源装置 1台当たりの所要面積 (遠隔収容装置設置局)	7	m ²	小規模局用電源装置 1台当たりの所要面積 (遠隔収容装置設置局)	7	m ²
小規模局用電源装置 1台当たりの所要面積 (R T-B O X)	9	m ²	小規模局用電源装置 1台当たりの所要面積 (R T-B O X)	9	m ²
可搬型発動発電機規定容量(1)	1	k VA	可搬型発動発電機規定容量(1)	1	k VA
可搬型発動発電機規定容量(2)	2	k VA	可搬型発動発電機規定容量(2)	2	k VA
可搬型発動発電機規定容量(3)	3	k VA	可搬型発動発電機規定容量(3)	3	k VA
可搬型発動発電機規定容量(4)	4	k VA	可搬型発動発電機規定容量(4)	4	k VA

可搬型発動発電機規定容量(5)	5	k VA	可搬型発動発電機規定容量(5)	5	k VA
可搬型発動発電機規定容量(6)	6	k VA	可搬型発動発電機規定容量(6)	6	k VA
可搬型発動発電機規定容量(7)	7	k VA	可搬型発動発電機規定容量(7)	7	k VA
可搬型発動発電機規定容量(8)	8	k VA	可搬型発動発電機規定容量(8)	8	k VA
可搬型発動発電機規定容量(9)	9	k VA	可搬型発動発電機規定容量(9)	9	k VA
可搬型発動発電機規定容量(10)	10	k VA	可搬型発動発電機規定容量(10)	10	k VA
可搬型発動発電機規定容量(11)	11	k VA	可搬型発動発電機規定容量(11)	11	k VA
可搬型発動発電機設置台数(1)	0	台	可搬型発動発電機設置台数(1)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(2)	29	台	可搬型発動発電機設置台数(2)	29	台
可搬型発動発電機設置台数(3)	6	台	可搬型発動発電機設置台数(3)	6	台
可搬型発動発電機設置台数(4)	0	台	可搬型発動発電機設置台数(4)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(5)	2	台	可搬型発動発電機設置台数(5)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(6)	2	台	可搬型発動発電機設置台数(6)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(7)	0	台	可搬型発動発電機設置台数(7)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(8)	0	台	可搬型発動発電機設置台数(8)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(9)	0	台	可搬型発動発電機設置台数(9)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(10)	0	台	可搬型発動発電機設置台数(10)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(11)	1	台	可搬型発動発電機設置台数(11)	1	台
複数階局含容積率	400	%	複数階局含容積率	400	%
平屋局含容積率	100	%	平屋局含容積率	100	%
駐車又へ又等土地面積	90	m ²	駐車又へ又等土地面積	90	m ²
R T-B O X 土地面積	75	m ²	R T-B O X 土地面積	75	m ²
時分割多元接続装置架単位電流	9.5	A／架	時分割多元接続装置架単位電流	9.5	A／架
時分割多元接続装置架単位面積	1.44	m ² ／架	時分割多元接続装置架単位面積	1.44	m ² ／架
衛星送受信装置架単位電流	36.7	A／架	衛星送受信装置架単位電流	36.7	A／架
衛星送受信装置架単位面積	1.44	m ² ／架	衛星送受信装置架単位面積	1.44	m ² ／架
衛星回線制御装置架単位電流	210.5	A／架	衛星回線制御装置架単位電流	210.5	A／架
衛星回線制御装置架単位面積	16.38	m ² ／架	衛星回線制御装置架単位面積	16.38	m ² ／架
土地單価時点補正係数	—	—	土地單価時点補正係数	—	—
土地單価時点補正係数(北海道)	<u>0.7952</u>	—	土地單価時点補正係数(北海道)	<u>0.8032</u>	—
土地單価時点補正係数(青森県)	<u>0.7189</u>	—	土地單価時点補正係数(青森県)	<u>0.7408</u>	—
土地單価時点補正係数(岩手県)	<u>0.7449</u>	—	土地單価時点補正係数(岩手県)	<u>0.7523</u>	—
土地單価時点補正係数(宮城県)	<u>0.8872</u>	—	土地單価時点補正係数(宮城県)	<u>0.8671</u>	—
土地單価時点補正係数(秋田県)	<u>0.7103</u>	—	土地單価時点補正係数(秋田県)	<u>0.7436</u>	—
土地單価時点補正係数(茨城県)	<u>0.7770</u>	—	土地單価時点補正係数(茨城県)	<u>0.7900</u>	—
土地單価時点補正係数(栃木県)	<u>0.7654</u>	—	土地單価時点補正係数(栃木県)	<u>0.7477</u>	—
土地單価時点補正係数(群馬県)	<u>0.7500</u>	—	土地單価時点補正係数(群馬県)	<u>0.7630</u>	—
土地單価時点補正係数(埼玉県)	<u>0.8602</u>	—	土地單価時点補正係数(埼玉県)	<u>0.7847</u>	—
土地單価時点補正係数(千葉県)	<u>0.8727</u>	—	土地單価時点補正係数(千葉県)	<u>0.8593</u>	—
土地單価時点補正係数(東京都)	<u>0.9084</u>	—	土地單価時点補正係数(東京都)	<u>0.7862</u>	—
土地單価時点補正係数(神奈川県)	<u>0.9059</u>	—	土地單価時点補正係数(神奈川県)	<u>0.7847</u>	—
土地單価時点補正係数(新潟県)	<u>0.8201</u>	—	土地單価時点補正係数(新潟県)	<u>0.8707</u>	—
土地單価時点補正係数(富山県)	<u>0.8418</u>	—	土地單価時点補正係数(富山県)	<u>0.8918</u>	—
土地單価時点補正係数(石川県)	<u>0.7845</u>	—	土地單価時点補正係数(石川県)	<u>0.9001</u>	—
土地單価時点補正係数(福井県)	<u>0.7667</u>	—	土地單価時点補正係数(福井県)	<u>0.8366</u>	—
土地單価時点補正係数(山梨県)	<u>0.8069</u>	—	土地單価時点補正係数(山梨県)	<u>0.8432</u>	—
土地單価時点補正係数(長野県)	<u>0.7954</u>	—	土地單価時点補正係数(長野県)	<u>0.8119</u>	—
土地單価時点補正係数(岐阜県)	<u>0.8425</u>	—	土地單価時点補正係数(岐阜県)	<u>0.8527</u>	—

土地単価時点補正係数 (静岡県)	<u>0.8699</u>	—
土地単価時点補正係数 (愛知県)	<u>0.9372</u>	—
土地単価時点補正係数 (三重県)	<u>0.8462</u>	—
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	<u>0.8865</u>	—
土地単価時点補正係数 (京都府)	<u>0.8810</u>	—
土地単価時点補正係数 (大阪府)	<u>0.8752</u>	—
土地単価時点補正係数 (兵庫県)	<u>0.8843</u>	—
土地単価時点補正係数 (奈良県)	<u>0.8586</u>	—
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	<u>0.7523</u>	—
土地単価時点補正係数 (鳥取県)	<u>0.7329</u>	—
土地単価時点補正係数 (島根県)	<u>0.7888</u>	—
土地単価時点補正係数 (岡山県)	<u>0.8429</u>	—
土地単価時点補正係数 (広島県)	<u>0.8154</u>	—
土地単価時点補正係数 (山口県)	<u>0.7453</u>	—
土地単価時点補正係数 (徳島県)	<u>0.6645</u>	—
土地単価時点補正係数 (香川県)	<u>0.7271</u>	—
土地単価時点補正係数 (愛媛県)	<u>0.8147</u>	—
土地単価時点補正係数 (高知県)	<u>0.6464</u>	—
土地単価時点補正係数 (福岡県)	<u>0.8556</u>	—
土地単価時点補正係数 (佐賀県)	<u>0.7484</u>	—
土地単価時点補正係数 (長崎県)	<u>0.7953</u>	—
土地単価時点補正係数 (熊本県)	<u>0.8395</u>	—
土地単価時点補正係数 (大分県)	<u>0.7958</u>	—
土地単価時点補正係数 (宮崎県)	<u>0.8325</u>	—
土地単価時点補正係数 (鹿児島県)	<u>0.7733</u>	—
土地単価時点補正係数 (沖縄県)	<u>0.9050</u>	—
監視設備 (総合監視) 対投資額比率	<u>0.001325</u>	—
監視設備 (加入者交換機) 対投資額比率	<u>0.06580</u>	—
監視設備 (中継交換機) 対投資額比率	<u>0.07753</u>	—
監視設備 (市外線路) 対投資額比率	<u>0.03467</u>	—
監視設備 (市内線路) 対投資額比率	<u>0.01181</u>	—
監視設備 (伝送無線機械) 対投資額比率	<u>0.07978</u>	—
共用建物 対投資額比率	<u>0.007978</u>	—
共用土地 対投資額比率	<u>0.006757</u>	—
共用土地単価補正係数	1	—
構築物 対投資額比率	<u>0.07290</u>	—
機械及び装置 対投資額比率	<u>0.0007579</u>	—
車両 対投資額比率	<u>0.0001260</u>	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	<u>0.005106</u>	—
無形固定資産 (交換機ソフトウェア) 対投資額比率	<u>0.01596</u>	—
無形固定資産 (その他の無形固定資産) 対投資額比率	<u>0.004531</u>	—
土地単価時点補正係数 (静岡県)	<u>0.8777</u>	—
土地単価時点補正係数 (愛知県)	<u>0.9287</u>	—
土地単価時点補正係数 (三重県)	<u>0.8600</u>	—
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	<u>0.8885</u>	—
土地単価時点補正係数 (京都府)	<u>0.8806</u>	—
土地単価時点補正係数 (大阪府)	<u>0.8720</u>	—
土地単価時点補正係数 (兵庫県)	<u>0.8867</u>	—
土地単価時点補正係数 (奈良県)	<u>0.8612</u>	—
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	<u>0.7714</u>	—
土地単価時点補正係数 (鳥取県)	<u>0.7560</u>	—
土地単価時点補正係数 (島根県)	<u>0.8085</u>	—
土地単価時点補正係数 (岡山県)	<u>0.8507</u>	—
土地単価時点補正係数 (広島県)	<u>0.8241</u>	—
土地単価時点補正係数 (山口県)	<u>0.7625</u>	—
土地単価時点補正係数 (徳島県)	<u>0.6763</u>	—
土地単価時点補正係数 (香川県)	<u>0.7439</u>	—
土地単価時点補正係数 (愛媛県)	<u>0.8331</u>	—
土地単価時点補正係数 (高知県)	<u>0.6606</u>	—
土地単価時点補正係数 (福岡県)	<u>0.8551</u>	—
土地単価時点補正係数 (佐賀県)	<u>0.7689</u>	—
土地単価時点補正係数 (長崎県)	<u>0.8072</u>	—
土地単価時点補正係数 (熊本県)	<u>0.8452</u>	—
土地単価時点補正係数 (大分県)	<u>0.8083</u>	—
土地単価時点補正係数 (宮崎県)	<u>0.8471</u>	—
土地単価時点補正係数 (鹿児島県)	<u>0.7969</u>	—
土地単価時点補正係数 (沖縄県)	<u>0.8989</u>	—
監視設備 (総合監視) 対投資額比率	<u>0.001292</u>	—
監視設備 (加入者交換機) 対投資額比率	<u>0.06887</u>	—
監視設備 (中継交換機) 対投資額比率	<u>0.07973</u>	—
監視設備 (市外線路) 対投資額比率	<u>0.03512</u>	—
監視設備 (市内線路) 対投資額比率	<u>0.01190</u>	—
監視設備 (伝送無線機械) 対投資額比率	<u>0.08057</u>	—
共用建物 対投資額比率	<u>0.008026</u>	—
共用土地 対投資額比率	<u>0.007036</u>	—
共用土地単価補正係数	1	—
構築物 対投資額比率	<u>0.07368</u>	—
機械及び装置 対投資額比率	<u>0.0007698</u>	—
車両 対投資額比率	<u>0.0001234</u>	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	<u>0.004988</u>	—
無形固定資産 (交換機ソフトウェア) 対投資額比率	<u>0.01650</u>	—
無形固定資産 (その他の無形固定資産) 対投資額比率	<u>0.004471</u>	—

志 出 標

票 行

(密着額専用出入口)

別表第4の3（第6条関係） 費用算定に用いる数値

項目	数値	単位
加入者交換機施設保全費対投資額比率（二次係数）	<u>-15,827エムト</u>	—
加入者交換機施設保全費対投資額比率（一次係数）	<u>0.04257</u>	—
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	<u>646</u>	円／回線
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）	<u>276,779,503</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）	<u>261,569,080</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）	<u>271,347,209</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）	<u>275,693,044</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）	<u>264,828,456</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）	<u>275,693,044</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）	<u>280,038,879</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）	<u>293,076,385</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）	<u>289,817,008</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（群馬県）	<u>285,471,173</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（埼玉県）	<u>306,113,890</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（千葉県）	<u>318,064,937</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（東京都）	<u>340,880,571</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（神奈川県）	<u>319,151,396</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（新潟県）	<u>274,606,585</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（富山県）	<u>285,471,173</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（石川県）	<u>295,249,302</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福井県）	<u>285,471,173</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山梨県）	<u>313,719,102</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長野県）	<u>290,903,467</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岐阜県）	<u>294,162,844</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（静岡県）	<u>306,113,890</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛知県）	<u>295,249,302</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（三重県）	<u>294,162,844</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（滋賀県）	<u>289,817,008</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（京都府）	<u>285,471,173</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大阪府）	<u>297,422,220</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（兵庫県）	<u>290,903,467</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（奈良県）	<u>289,817,008</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（和歌山县）	<u>285,471,173</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鳥取県）	<u>263,741,998</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（島根県）	<u>262,655,539</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岡山県）	<u>275,693,044</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（広島県）	<u>264,828,456</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山口県）	<u>268,087,833</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（徳島県）	<u>277,865,962</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（香川県）	<u>276,779,503</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛媛県）	<u>272,433,663</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（高知県）	<u>272,433,663</u>	円

別表第4の3（第6条関係） 費用算定に用いる数値

項目	数値	単位
加入者交換機施設保全費対投資額比率（二次係数）	<u>-0.04917エムト</u>	—
加入者交換機施設保全費対投資額比率（一次係数）	<u>0.04284</u>	—
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	<u>661</u>	円／回線
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）	<u>291,149,107</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）	<u>276,063,460</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）	<u>285,346,935</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）	<u>289,988,672</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）	<u>279,544,763</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）	<u>289,988,672</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）	<u>294,630,410</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）	<u>312,036,926</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）	<u>308,555,622</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（群馬県）	<u>303,913,885</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（埼玉県）	<u>325,962,138</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（千葉県）	<u>338,726,916</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（東京都）	<u>351,491,695</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（神奈川県）	<u>341,047,785</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（新潟県）	<u>287,667,804</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（富山県）	<u>299,272,147</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（石川県）	<u>300,432,582</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福井県）	<u>296,951,279</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山梨県）	<u>334,085,179</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長野県）	<u>309,716,057</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岐阜県）	<u>305,074,319</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（静岡県）	<u>322,480,835</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛知県）	<u>312,036,926</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（三重県）	<u>310,876,491</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（滋賀県）	<u>301,593,016</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（京都府）	<u>306,234,754</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大阪府）	<u>318,999,532</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（兵庫県）	<u>302,753,451</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（奈良県）	<u>310,876,491</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（和歌山县）	<u>306,234,754</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鳥取県）	<u>280,705,197</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（島根県）	<u>279,544,763</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岡山県）	<u>292,309,541</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（広島県）	<u>281,865,632</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山口県）	<u>285,346,935</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（徳島県）	<u>294,630,410</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（香川県）	<u>288,828,238</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛媛県）	<u>288,828,238</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（高知県）	<u>288,828,238</u>	円

加入者交換機都道府県別施設保全費 (福岡県)	<u>273,520,127</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (佐賀県)	<u>270,260,750</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (長崎県)	<u>260,482,621</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (熊本県)	<u>259,396,162</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (大分県)	<u>255,050,327</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (宮崎県)	<u>250,704,492</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (鹿児島県)	<u>255,050,327</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (沖縄県)	<u>243,099,281</u>	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	<u>0.04348</u>	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	<u>0.02473</u>	—
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	<u>142,863</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	<u>135,112</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	<u>140,095</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	<u>142,309</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	<u>136,773</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	<u>142,309</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	<u>144,524</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	<u>151,167</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	<u>149,506</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	<u>147,292</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	<u>157,810</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	<u>163,900</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	<u>175,525</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	<u>164,453</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	<u>141,756</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	<u>147,292</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	<u>152,274</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	<u>147,292</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	<u>161,685</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	<u>150,060</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	<u>152,274</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	<u>151,720</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	<u>157,810</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	<u>149,506</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	<u>147,292</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	<u>153,381</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	<u>150,060</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	<u>149,506</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	<u>147,292</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	<u>136,219</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	<u>135,666</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	<u>142,309</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	<u>136,773</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	<u>138,434</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	<u>143,416</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	<u>142,863</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	<u>140,648</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	<u>140,648</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	<u>141,202</u>	円／km
加入者交換機都道府県別施設保全費 (福岡県)	<u>289,988,672</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (佐賀県)	<u>286,507,369</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (長崎県)	<u>276,063,460</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (熊本県)	<u>274,903,025</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (大分県)	<u>270,261,288</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (宮崎県)	<u>265,619,550</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (鹿児島県)	<u>270,261,288</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費 (沖縄県)	<u>251,694,338</u>	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	<u>0.04687</u>	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	<u>0.02474</u>	—
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	<u>146,472</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	<u>138,979</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	<u>143,590</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	<u>145,896</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	<u>140,708</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	<u>145,896</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	<u>148,201</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	<u>156,847</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	<u>155,118</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	<u>152,813</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	<u>163,764</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	<u>170,104</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	<u>176,444</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	<u>171,257</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	<u>144,743</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	<u>150,507</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	<u>151,083</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	<u>149,354</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	<u>167,798</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	<u>155,694</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	<u>153,389</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	<u>162,035</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	<u>156,847</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	<u>156,271</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	<u>151,660</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	<u>153,965</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	<u>160,305</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	<u>152,236</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	<u>156,271</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	<u>153,965</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	<u>141,285</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	<u>140,708</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	<u>147,049</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	<u>141,861</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	<u>143,590</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	<u>145,320</u>	円／km
メタルケー ブル 延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	<u>145,896</u>	円／km

メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	<u>139,541</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	<u>134,559</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	<u>134,005</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	<u>131,791</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>129,576</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>131,791</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>125,701</u>	円／km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	<u>258</u>	円／回線
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	<u>29,320</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	<u>27,729</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	<u>28,752</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	<u>29,207</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	<u>28,070</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	<u>29,207</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	<u>29,661</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	<u>31,024</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	<u>30,684</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	<u>30,229</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	<u>32,388</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	<u>33,638</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	<u>36,024</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	<u>33,751</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	<u>29,093</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	<u>30,229</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	<u>31,252</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	<u>30,229</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	<u>33,183</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	<u>30,797</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	<u>31,138</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	<u>32,388</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	<u>31,252</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	<u>31,138</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	<u>30,684</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	<u>30,229</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	<u>31,479</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	<u>30,797</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	<u>30,684</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山县)	<u>30,229</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	<u>27,957</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	<u>27,843</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	<u>29,207</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	<u>28,070</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	<u>28,411</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	<u>29,434</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	<u>29,320</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	<u>28,866</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	<u>28,866</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	<u>28,979</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	<u>28,638</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	<u>27,616</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	<u>144,167</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	<u>138,979</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	<u>138,403</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	<u>136,097</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>133,792</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>136,097</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>126,875</u>	円／km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	<u>263</u>	円／回線
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	<u>30,061</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	<u>28,523</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	<u>29,469</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	<u>29,942</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	<u>28,878</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	<u>29,942</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	<u>30,416</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	<u>32,190</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	<u>31,835</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	<u>31,362</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	<u>33,610</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	<u>34,911</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	<u>36,212</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	<u>35,147</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	<u>29,706</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	<u>30,889</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	<u>31,007</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	<u>30,652</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	<u>34,438</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	<u>31,953</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	<u>31,480</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	<u>33,255</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	<u>32,190</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	<u>32,072</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	<u>31,125</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	<u>31,599</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	<u>32,900</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	<u>31,244</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	<u>32,072</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山县)	<u>31,599</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	<u>32,996</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	<u>32,072</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	<u>30,878</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	<u>30,179</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	<u>29,114</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	<u>29,469</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	<u>30,416</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	<u>29,824</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	<u>29,824</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	<u>29,942</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	<u>29,588</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	<u>28,523</u>	円／km

加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	<u>27,502</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	<u>27,048</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>26,593</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>27,048</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>25,798</u>	円／km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	<u>258</u>	円／回線
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	<u>181,797</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	<u>171,841</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	<u>178,242</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	<u>181,086</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	<u>173,975</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	<u>181,086</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	<u>183,931</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	<u>192,465</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	<u>190,331</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	<u>187,487</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	<u>200,999</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	<u>208,821</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	<u>223,755</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	<u>209,532</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	<u>180,375</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	<u>187,487</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	<u>193,887</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	<u>187,487</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	<u>205,977</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	<u>191,042</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	<u>193,176</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	<u>200,999</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	<u>193,887</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	<u>193,176</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	<u>200,999</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	<u>187,487</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	<u>195,309</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	<u>191,042</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	<u>190,331</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山县)	<u>187,487</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	<u>173,263</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	<u>172,552</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	<u>181,086</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	<u>173,975</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	<u>176,108</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	<u>182,509</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	<u>181,797</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	<u>178,953</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	<u>178,953</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	<u>179,664</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	<u>177,530</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	<u>171,130</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	<u>170,419</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	<u>167,574</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	<u>28,405</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	<u>27,931</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>27,458</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>27,931</u>	円／km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>26,039</u>	円／km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	<u>263</u>	円／回線
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	<u>193,167</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	<u>183,196</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	<u>189,332</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	<u>192,400</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	<u>185,497</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	<u>192,400</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	<u>195,469</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	<u>206,974</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	<u>204,673</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	<u>201,605</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	<u>216,179</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	<u>224,616</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	<u>233,054</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	<u>226,150</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	<u>190,866</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	<u>198,537</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	<u>199,304</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	<u>197,003</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	<u>221,548</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	<u>205,440</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	<u>202,372</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	<u>213,878</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	<u>206,974</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	<u>206,207</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	<u>200,071</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	<u>203,139</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	<u>211,577</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	<u>200,838</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	<u>206,207</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山县)	<u>203,139</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	<u>200,071</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	<u>185,497</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	<u>193,934</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	<u>186,264</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	<u>187,031</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	<u>189,332</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	<u>191,633</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	<u>191,633</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	<u>191,633</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	<u>192,400</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	<u>190,099</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	<u>183,196</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	<u>182,429</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	<u>179,361</u>	円／km

中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>164,730</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>167,574</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>159,751</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	<u>337,192</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	<u>318,161</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	<u>330,395</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	<u>335,833</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	<u>322,239</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	<u>335,833</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	<u>341,270</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	<u>357,582</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	<u>353,504</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	<u>348,067</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	<u>373,894</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	<u>388,847</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	<u>417,393</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	<u>390,206</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	<u>334,473</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	<u>348,067</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	<u>360,301</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	<u>348,067</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	<u>383,409</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	<u>354,863</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	<u>358,941</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	<u>373,894</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	<u>360,301</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	<u>358,941</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	<u>353,504</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	<u>348,067</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	<u>363,019</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	<u>354,863</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	<u>353,504</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	<u>348,067</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	<u>320,880</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	<u>319,521</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	<u>335,833</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	<u>322,239</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	<u>337,192</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	<u>331,755</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	<u>331,755</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	<u>333,114</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	<u>329,036</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	<u>316,802</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	<u>315,443</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	<u>310,005</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>304,568</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>310,005</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>295,053</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>299,004</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>176,292</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>179,361</u>	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>167,088</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	<u>347,479</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	<u>328,945</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	<u>340,350</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	<u>346,053</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	<u>333,222</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	<u>346,053</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	<u>351,756</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	<u>373,142</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	<u>368,865</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	<u>363,162</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	<u>390,251</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	<u>405,934</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	<u>421,617</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	<u>408,785</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	<u>343,202</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	<u>357,459</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	<u>358,885</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	<u>354,608</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	<u>400,231</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	<u>370,291</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	<u>364,588</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	<u>385,974</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	<u>373,142</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	<u>371,716</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	<u>360,311</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	<u>366,014</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	<u>381,697</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	<u>361,736</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	<u>366,014</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	<u>366,014</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	<u>334,648</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	<u>333,222</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	<u>348,905</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	<u>336,073</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	<u>340,350</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	<u>351,756</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	<u>344,628</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	<u>346,053</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	<u>341,776</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	<u>328,945</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	<u>327,519</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	<u>321,816</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>316,113</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>321,816</u>	円／km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>299,004</u>	円／km

管路延長 km当たり施設保全費	<u>62,573</u>	円／km
中口径管路亘長 km当たり施設保全費	<u>62,573</u>	円／km
とう道亘長 km当たり施設保全費	<u>62,573</u>	円／km
共同溝亘長 km当たり施設保全費	<u>62,573</u>	円／km
自治体管路延長 km当たり施設保全費	<u>62,573</u>	円／km
電線共同溝延長 km当たり施設保全費	<u>62,573</u>	円／km
電力設備施設保全費対投資額比率	<u>0.04650</u>	—
可搬型発動発電機施設保全費対投資額比率	<u>0.04650</u>	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	<u>0.01823</u>	—
監視設備（総合監視）施設保全費対投資額比率	<u>0.1505</u>	—
監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率（二次係数）	<u>-15.82 ヲエムト</u>	—
監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率（一次係数）	<u>0.04257</u>	—
監視設備（中継交換機）施設保全費対投資額比率	<u>0.04348</u>	—
監視設備（市外線路）市外線路延長 km当たり施設保全費	<u>7,023</u>	円／km
監視設備（市内線路）市内線路延長 km当たり施設保全費	<u>1,426</u>	円／km
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	<u>0.02473</u>	—
共通用建物施設保全費対投資額比率	<u>0.01823</u>	—
構築物施設保全費対投資額比率	<u>0</u>	—
機械及び装置施設保全費対投資額比率	<u>0</u>	—
車両施設保全費対投資額比率	<u>0.03551</u>	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	<u>0.002284</u>	—
無形固定資産（交換機ソフトウェア）施設保全費対投資額比率	<u>0</u>	—
無形固定資産（その他の無形固定資産）施設保全費対投資額比率	<u>0</u>	—
電柱1本当たり道路占用料	<u>357</u>	円／本
管路1km当たり道路占用料	<u>39,612</u>	円／km
中口径管路1km当たり道路占用料	<u>395,248</u>	円／km
とう道1km当たり道路占用料	<u>808,229</u>	円／km
情報ボックス1km当たり道路占用料	<u>4,254</u>	円／km
自治体管路1km当たり道路占用料	<u>4,254</u>	円／km
電線共同溝1km当たり道路占用料	<u>4,254</u>	円／km
き線点遠隔収容装置1台当たり道路占用料	<u>61</u>	円／台
主配線盤端末回線側比率	<u>0.5</u>	—
光ケーブル成端架端末回線側比率	<u>0.5</u>	—
機械設備撤去費用対投資額比率	<u>0.002499</u>	—
市外線路撤去費用対投資額比率	<u>0.006491</u>	—
市内線路撤去費用対投資額比率	<u>0.002060</u>	—
土木設備撤去費用対投資額比率	<u>0.000878</u>	—
可搬型発動発電機撤去費用対投資額比率	<u>0.002499</u>	—
建物撤去費用対投資額比率	<u>0.001270</u>	—
構築物撤去費用対投資額比率	<u>0.002144</u>	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	<u>0.000529</u>	—
車両撤去費用対投資額比率	<u>0.0004418</u>	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	<u>0.0008911</u>	—
試験研究費対直接費比率	<u>0.03805</u>	—
1回線当たり接続関連事務費	<u>0</u>	円／回線
1回線当たり専用型接続関連事務費	<u>0</u>	円／回線
1回線当たり専用回線管理運営費	<u>3,530</u>	円／回線
管理共通費比率	<u>0.1504</u>	—
専用型速度換算係数	<u>200</u>	—
専用型52MHz受容回線数	<u>672</u>	回線

端末系交換回数比例比率	<u>0.1496</u>	—
中継系交換回数比例比率	<u>0.2999</u>	—
経済的耐用年数		
交換機	<u>28</u>	年
局設置遠隔収容装置	<u>24.9</u>	年
局設置簡易遠隔収容装置	13.5	年
伝送装置	<u>21.7</u>	年
き線点遠隔収容装置	13.5	年
無線伝送装置	9	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケー・ブル	<u>29.1</u>	年
地下メタルケー・ブル	<u>38.4</u>	年
陸上架空光ケー・ブル	<u>17.6</u>	年
陸上地下光ケー・ブル	<u>23.7</u>	年
海底光ケー・ブル	26.5	年
電柱	21.2	年
管路	<u>60.5</u>	年
中口径管路	<u>60.5</u>	年
とう道	75	年
共同溝	75	年
電線共同溝	<u>60.5</u>	年
無線アンテナ	24.3	年
無線鉄塔	24.3	年
空調設備	9	年
電力設備 (電源装置)	6	年
電力設備 (発電装置)	15	年
電力設備 (受電装置)	9	年
可搬型発動発電機	15	年
機械室建物	24.1	年
監視設備 (総合監視)	9	年
監視設備 (加入者交換機)	10.6	年
監視設備 (中継交換機)	10.5	年
監視設備 (伝送無線機械)	10.8	年
監視設備 (市外線路)	14.1	年
監視設備 (市内線路)	17.4	年
共通用建物	23.1	年
構築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
無形固定資産 (交換機ソフトウェア)	<u>15.6</u>	年
無形固定資産 (その他の無形固定資産)	5.2	年

端末系交換回数比例比率	<u>0.1837</u>	—
中継系交換回数比例比率	<u>0.3229</u>	—
経済的耐用年数		
交換機	<u>27.2</u>	年
局設置遠隔収容装置	<u>23.9</u>	年
局設置簡易遠隔収容装置	13.5	年
伝送装置	<u>20.5</u>	年
き線点遠隔収容装置	13.5	年
無線伝送装置	9	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケー・ブル	<u>28.4</u>	年
地下メタルケー・ブル	<u>37.7</u>	年
陸上架空光ケー・ブル	<u>15.1</u>	年
陸上地下光ケー・ブル	<u>21.2</u>	年
海底光ケー・ブル	26.5	年
電柱	21.2	年
管路	<u>60.1</u>	年
中口径管路	<u>60.1</u>	年
とう道	75	年
共同溝	75	年
電線共同溝	<u>60.1</u>	年
無線アンテナ	24.3	年
無線鉄塔	24.3	年
空調設備	9	年
電力設備 (電源装置)	6	年
電力設備 (発電装置)	15	年
電力設備 (受電装置)	9	年
可搬型発動発電機	15	年
機械室建物	24.1	年
監視設備 (総合監視)	9	年
監視設備 (加入者交換機)	10.6	年
監視設備 (中継交換機)	10.5	年
監視設備 (伝送無線機械)	10.8	年
監視設備 (市外線路)	14.1	年
監視設備 (市内線路)	17.4	年
共通用建物	23.1	年
構築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
無形固定資産 (交換機ソフトウェア)	<u>14.7</u>	年
無形固定資産 (その他の無形固定資産)	5.2	年

改 口

現 行

別表第6 (第19条関係)
様式第1
第1表

通信量記録
都道府県別通信量等

単位料金区域	同一単位料金区域内通信回数	年度分			
		同一単位区内通信回数	同一単位区内中継單区位料金通信回数	同一単位区内中継交換機接続回数	同一単位区内中継交換機接続回数(加入者交換機を経由するもの)

加入者交換機接続時間
通信時間
中継交換機接続通信時間(加入者交換機を経由するもの)

注1～注3 (略)

別表第6 (第19条関係)
様式第1
第1表

通信量記録
都道府県別通信量等

単位料金区域	同一単位料金区域内通信回数	年度分			
		同一単位区内通信回数	同一単位区内中継單区位料金通信回数	同一単位区内中継交換機接続回数	同一単位区内中継交換機接続回数(接続回数)

加入者交換機接続時間
通信時間
中継交換機接続通信時間(加入者交換機を経由しないもの)

注1～注3 (略)

第2表

第2表

通信量記録 単位料金区域別通信量等						年度分 同一中継区内 料金通信時間
単位料金区域	同一単位料金区域 内通信回数	同一中継区内 料金通信回数	加入者交換機接続 通信回数	中継交換機接続通信 回数(加入者交換機を経由するもの)		
加入者交換機接続 通信時間	中継交換機接続通信 回数(加入者交換機を経由するもの)	電話呼率	PHS呼率	自ユニット折返し比率	中継交換機接続通信 回数(加入者交換機を経由するもの)	年度分 同一中継区内 料金通信時間

通信量記録 単位料金区域別通信量等						年度分 同一中継区内 料金通信時間
単位料金区域	同一単位料金区域 内通信回数	同一中継区内 料金区域間通 信回数	加入者交換機接続通信 回数	中継交換機接続通信 回数		
加入者交換機接続 通信時間	中継交換機接続通信 回数(加入者交換機を経由するもの)	電話呼率	PHS呼率	自ユニット折返し比率	中継交換機接続通信 回数(加入者交換機を経由するもの)	年度分 同一中継区内 料金通信時間

注1～注3 (略)

第3表 (略)

様式第2
第1表 (略)
第2表

		回線数記録					
		単位料金区域別通信量等					
		年度末現在					
単位料金区域	住宅用 加入電話回線数	事務用 加入電話回線数	低速専用 線回線数	高速専用 線回線数	第一種公衆電話回線数	第一種デジタル公衆電話回線数	第二種公衆電話回線数

		回線数記録					
		単位料金区域別通信量等					
		年度末現在					
単位料金区域	住宅用 加入電話回線数	事務用 加入電話回線数	低速専用 線回線数	高速専用 線回線数	第一種公衆電話回線数	第一種デジタル公衆電話回線数	第二種公衆電話回線数

		回線数記録					
		単位料金区域別通信量等					
		年度末現在					
単位料金区域	住宅用 加入電話回線数	事務用 加入電話回線数	低速専用 線回線数	高速専用 線回線数	第一種公衆電話回線数	第一種デジタル公衆電話回線数	第二種公衆電話回線数

注1 (略)

注2 第一種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであって社会生 活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第 一種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款においてデジタル公衆電話サービスと規定するサービスで あって社会生活の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第二種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであつて 第一種公衆電話以外のものにつき記録することとし、第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款に おいてデジタル公衆電話サービスと規定するサービスであつて第一種デジタル公衆電話以外のものにつき記 録すること。

注3 第二種公衆電話回線数の欄及び第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、平時に避難所として指定され いる場所等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害等が発生した際に電話機を接続して通話の用に供される ものを含めること。

注4 (略)

第3表～第6表 (略)

様式第2
第1表 (略)
第2表

		回線数記録					
		単位料金区域別通信量等					
		年度末現在					
単位料金区域	住宅用 加入電話回線数	事務用 加入電話回線数	低速専用 線回線数	高速専用 線回線数	第一種公衆電話回線数	第一種デジタル公衆電話回線数	第二種公衆電話回線数

注1 (略)

注2 第一種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであって社会生 活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第 一種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款においてデジタル公衆電話サービスと規定するサービスで あって社会生活の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第二種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであつて 第一種公衆電話以外のものにつき記録することとし、第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款に おいてデジタル公衆電話サービスと規定するサービスであつて第一種デジタル公衆電話以外のものにつき記 録すること。

注3 (略)

第3表～第6表 (略)

○接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）

(傍線部分は改正部分)

	改正案	現行
	附 則	附 則
1～6	(略)	1～6 (略)
7	前項の規定にかかわらず、事業者は、平成三十一年三月三十一日までの間、その提供する電気通信役務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することができる。	前項の規定にかかわらず、事業者は、平成二十八年三月三十一日までの間、その提供する電気通信役務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することができる。
8・9	(略)	8・9 (略)
10	前項の加算は、平成三十一年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。	前項の加算は、平成二十八年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。
11	（略）	（略）
12	前項の加算は、平成三十一年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。	前項の加算は、平成二十八年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。
13	（略）	（略）
14	事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能（新規則第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）、二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八	事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能（新規則第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）、二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八

の項に限る。)に係る通信量等については、**平成三十一年三月三十一日**までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。

15・16
(略)

17 **平成三十一年三月三十一日**までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項(一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。)及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

18・19
(略)

の項に限る。)に係る通信量等については、**平成二十八年三月三十一日**までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。

15・16
(略)

17 **平成二十八年三月三十一日**までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項(一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。)及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

18・19
(略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）に適合する手順に係る、接続料規則第六条第一項の規定による通知を行うことができる。

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受けている電気通信事業法第三十三条第二項の規定による接続約款（第五項において「接続約款」という。）について、新規則の規定に適合させるため、この省令の施行の日前においても同項の規定に基づく変更の認可申請をすることができる。

4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

(経過措置)

5 附則第三項の規定による申請に対する認可の日がこの省令の施行の日後となる場合における接続約款は、当該認可の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。